

非営利組織会計基準開発に向けた個別論点整理
～固定資産の減損～

平成 年 月 日
日本公認会計士協会

	頁
はじめに	1
1. 研究報告の背景と目的	1
2. 検討の対象及び方法	2
3. 検討結果の要約	3
I 非営利組織の財務報告の在り方に関する論点整理の要点	9
1. 非営利組織における減損会計の目的（論点整理 6－1）	9
2. 再測定を行う場合の測定属性（論点整理 6－2）	10
3. 資金生成資産と非資金生成資産の区分（論点整理 6－3）	10
4. 資金生成資産の減損損失の測定方法（論点整理 6－4）	11
5. 非資金生成資産の減損損失の測定方法（論点整理 6－5）	11
II 非営利組織における減損と減損会計の在り方	12
1. 非営利組織における減損会計の必要性及び目的	12
2. 非営利組織における資源フロー構造と資産の関係	13
III 会計上の取扱いに関する個別論点の検討	14
1. 減損会計の適用対象資産	14
2. 資産の区分	15
(1) 資金生成資産と非資金生成資産の区分	15
(2) 資産のグルーピング	18
3. 資金生成資産の減損	21
(1) 兆候	22
(2) 認識	23
(3) 測定	26
4. 非資金生成資産の減損	29
(1) 兆候	29
(2) 認識	32
(3) 測定	33
おわりに	37

付属資料 1	他の非営利会計における固定資産の減損一覧	38
付属資料 2	現行の会計上の取扱いとの主な差異	41

はじめに

1. 研究報告の背景と目的

近年、我が国において、非営利組織の活動は組織形態を越えて多様化しており、また、非営利組織に対する社会からの期待や役割も広がりを見せている。このように、非営利組織が活動領域を広げていくことが期待される状況の中、その活動を支援する資源提供者を始めとするステークホルダーが財務情報を容易に入手、理解できる環境を整えることが重要である。

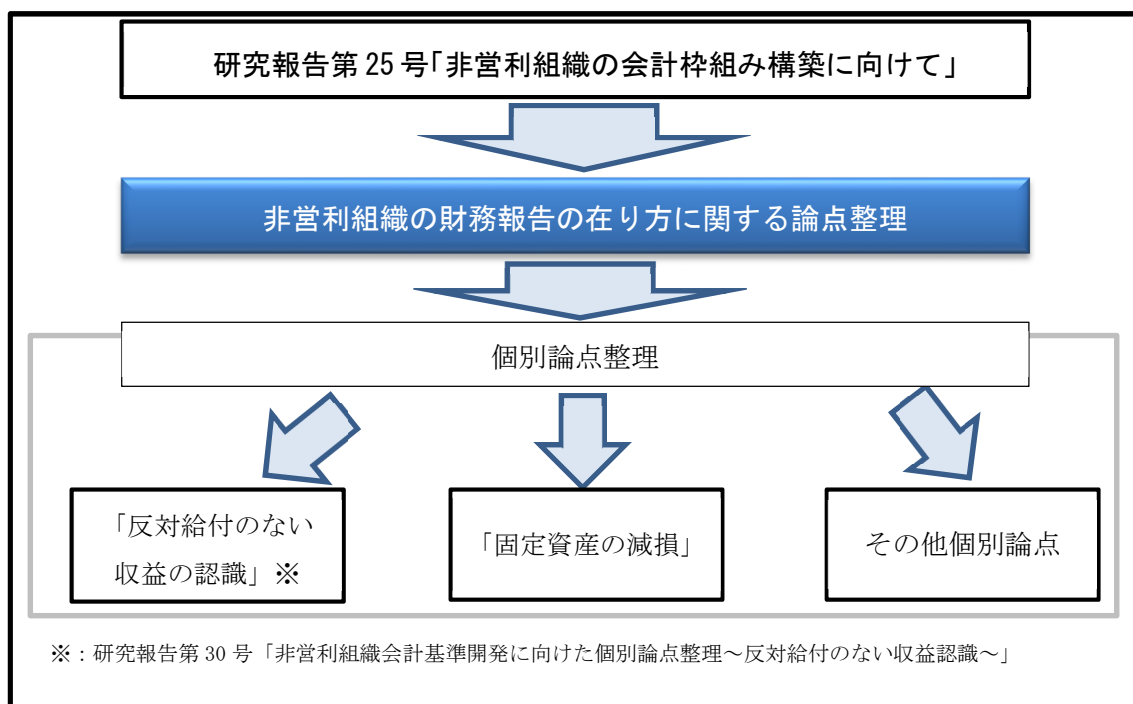
一方で、我が国の非営利組織においては、適用される会計基準が、事業分野の特殊性及び財務情報の行政利用の便宜を重視して設定されてきた結果、組織形態ごとに異なる内容の会計基準となっており、同種の事業を営んでいる場合であっても、組織形態が異なる場合には、組織形態を越えて財務情報を横断的に理解することが難しい状況となっている。

そのため、日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、平成 25 年に非営利法人委員会研究報告第 25 号「非営利組織の会計枠組み構築に向けて」を公表し、民間非営利組織に共通の会計枠組みを構築する必要性と、そのための重要なステップとして、モデル会計基準の開発を提唱した。さらに、平成 27 年に当協会の中に非営利組織会計検討会を設置して、非営利組織における財務報告の基礎概念及び会計に関する重要な個別論点について、モデル会計基準の開発に向けた基礎的な検討を行い、「非営利組織の財務報告の在り方に関する論点整理」（以下「論点整理」という。）を公表した。

ここでのモデル会計基準とは、それ自体は法的拘束力を持たないが、公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準、医療法人会計基準、学校法人会計基準といった各制度上の会計基準が改正される場合や非営利組織に関する新たな会計基準が開発される場合のモデルとなるものである。モデル会計基準の存在によって、各個別基準間の整合性も高まることが期待できる。

そして、民間非営利組織に共通のモデル会計基準開発に向けて、論点整理の検討を前提として、会計上の取扱いに関して、より掘り下げた具体的な検討も開始しており、平成 28 年には非営利法人委員会研究報告第 30 号「非営利組織会計基準開発に向けた個別論点整理～反対給付のない収益の認識～」を公表している（【図 1】参照）。

【図 1】モデル会計基準の開発イメージ



2. 検討の対象及び方法

上述のような経緯を踏まえ、今回、民間非営利組織に共通のモデル会計基準開発に向けた作業の一環として、非営利組織の組織目的や保有する資産の特徴から企業会計とは異なる整理が必要であり、また、実務上の影響が大きい固定資産の減損について検討を開始し、本研究報告を取りまとめるに至った。

本研究報告では、論点整理の検討を前提として、論点整理の要点を示すとともに（Ⅰ）、非営利組織における減損会計の在り方を検討した（Ⅱ）。その上で非営利組織における固定資産を資金生成資産と非資金生成資産に分類し、それぞれについて、減損の兆候、認識、測定といった会計上の取扱いに関して、より掘り下げて具体的に検討した（Ⅲ）。

なお、検討に当たっては、我が国の企業会計基準及び我が国制度における各非営利組織の会計基準との関係性を重視するとともに、他国における財務報告の枠組みにおいて採用された考え方や取扱いを参考とした。特に、我が国の企業会計基準及び我が国制度における各非営利組織の会計基準との関係性に関しては、本研究報告における検討結果との差異を整理しており、本研究報告を理解するに当たり有用であると考えられるため参考として紹介している（付属資料 1、付属資料 2）。

3. 検討結果の要約

「Ⅲ 会計上の取扱いに関する個別論点の検討」の各検討事項に係る「【検討結果】」は以下のとおりである。

1. 減損会計の適用対象資産

- 非営利組織における減損会計は、固定資産を対象資産とする。ただし、金融商品や繰延税金資産等、他の基準等において評価に関する個別規定が設定されることが想定される固定資産については、対象資産から除くこととする。

2. 資産の区分

(1) 資金生成資産と非資金生成資産の区分

- 減損会計の適用に当たっては、非営利組織における固定資産を資金生成資産と非資金生成資産に区分する。
 - ・ 資金生成資産
当該資産又は資産グループの使用と直接結び付いて生み出される（※1）将来キャッシュ・フロー（※2）により、投資（※3）の回収を予定する資産又は資産グループ
※1：資産又は資産グループの使用と直接結び付かないキャッシュ・フロー（本部会費等）は含まない。
※2：事業収益に代表される反対給付のある資源流入だけではなく、反対給付のない資源流入を含める。ただし、経常的又は継続的な寄付金や補助金等、及び確実に見込まれる臨時的な寄付等に限る。また、施設等の整備を目的として受領する寄付金や補助金等（施設整備補助金等）は含まない。
※3：当該投資額は取得価額又は公正な評価額による。
 - ・ 非資金生成資産
資金生成資産以外の資産又は資産グループ
- 一度決定した資産区分は、継続性の観点からも合理的な理由がない限り、変更は認められない。資産区分の変更を行った場合は、その旨を変更理由とともに注記する。

(2) 資産のグルーピング

- 非営利組織における資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループからおおむね独立したキャッシュ・フロー又はサービスを生み出す最小の単位（※1）で行う。
※1：キャッシュ・フロー又はサービスを生み出す最小の単位の決定は、管理会計上の区分や投資の意思決定（資産の処分や事業の廃止に関

する意思決定を含む。)を総合的に判断して行う。

- 処分予定の資産や遊休資産は、従来のグルーピングから切り離し、当該資産又は資産グループを独立のキャッシュ・フロー又はサービスを生み出す最小の単位とした上で、当初決定した資金生成資産又は非資金生成資産の区分に従って減損会計を適用する。
- 複数の資産グループ共通で使用される資産（以下「共通使用資産」という。）がある場合には、共通使用資産が関連する複数の資産又は資産グループに共通使用資産を加えた、より大きな単位の将来キャッシュ・フローにより、当該共通使用資産が関連する資産又は資産グループの投資額及び共通使用資産の投資額の回収を予定しているか否かで、当該共通使用資産を資金生成資産と非資金生成資産に区分する。
 - ・ 資金生成資産グループのみに使用される共通使用資産は、資金生成資産となることが多いと考えられる。
 - ・ 非資金生成資産グループのみに使用される共通使用資産は、非資金生成資産となることが多いと考えられる。
 - ・ 本部資産のように資金生成資産グループと非資金生成資産グループにまたがり、法人共通で使用される共通使用資産は、法人全体で当該共通使用資産も含めて投資の回収を予定する場合には資金生成資産となり、法人全体で当該共通使用資産の投資の回収を予定しない場合には非資金生成資産となる。

3. 資金生成資産の減損

(1) 兆候

- 資金生成資産について、以下のいずれかの状況に該当する場合又はいずれかの状況が見込まれる場合に減損の兆候が認められる。
 - ① 損益又はキャッシュ・フローについて、以下のいずれかがある場合
 - ・ 投資時に作成された合理的な事業計画からの著しい乖離
 - ・ 長期間（5年程度）にわたる継続したマイナス
 - ② 回収可能額を著しく低下させる変化
 - ③ 経営環境の著しい悪化
 - ④ 市場価格の著しい下落

(2) 認識

- 減損の兆候がある資金生成資産について、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を一定程度下回る場合に、減損損失を認識する。

- 将来キャッシュ・フローは、当該資産又は資産グループの使用と直接結び付いて生み出される経常的な将来キャッシュ・フロー及び確実に見込まれる臨時的な将来キャッシュ・フローとする。

なお、現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連する将来キャッシュ・フローは、見積りに含める点に留意する。

- 将来キャッシュ・フローの見積期間は、当該資産又は資産グループの中の主要な資産の経済的残存使用年数と 20 年のいずれか短い方とする。

(3) 測定

- 減損損失を認識すべきであると判定された資金生成資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。

- ・ 回収可能価額

資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方

- ・ 正味売却価額

資産又は資産グループの売却により生み出される価値である。

正味売却価額は、資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される。

- ・ 使用価値

資産又は資産グループの使用により生み出される価値である。

資金生成資産の使用価値は、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定される。

- 割引率は、貨幣の時間的価値を反映した割引率とする。資産又は資産グループに係る将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクが、将来キャッシュ・フローの見積りに反映されていない場合には、これを割引率に反映（※）させる。

※：当該リスクを割引率に反映させる場合には、当該資産又は資産が属する事業に期待される収益率を用いたり、組織に期待される収益率を用いたりして当該割引率を算定する。

- ・ 当該資産又は資産が属する事業に期待される収益率は、当該資産に係る事業の状況によって異なり、資本コストを下回ることとはないと考えられる。
- ・ 組織存続に最低限必要となる収益率を自己資本コストと考え、当該自己資本コストと借入資本コストの加重平均を組織に期待される収益率とすることが考えられる。

4. 非資金生成資産の減損

(1) 兆候

- 非資金生成資産について、以下のいずれかの状況に該当する場合又はいずれかの状況が見込まれる場合に減損の兆候が認められる。
 - ① 固定資産が帰属する事業の実績について、投資時の事業計画からの著しい乖離
 - ② 資産又は資産グループの使用範囲や方法、使用可能性を低下させる変化
 - ③ 経営環境の著しい悪化
 - ④ 市場価格の著しい下落

(2) 認識

- 減損の兆候がある非資金生成資産について、以下の場合には減損損失を認識する。
 - ・ 兆候が4 (1) の①～③の場合
資産又は資産グループの全部又は一部の使用が想定されないとき
※：減損の兆候があるが、現状と変わらず、当該資産又は資産グループを用いてサービス提供を継続する場合には、減損の認識は不要である。
ただし、このような決定を行うためには、当該サービス提供の継続可能性を検討していることが前提となる点に留意する。
 - ・ 兆候が4 (1) の④の場合
市場価格の回復見込みがあると認められないとき

(3) 測定

- 減損損失を認識すべきであると判定された非資金生成資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。
 - ・ 回収可能価額
資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方
 - ・ 正味売却価額
資産又は資産グループの売却により生み出される価値である。
正味売却価額は、資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される。
 - ・ 使用価値
資産又は資産グループの使用により生み出される価値である。
非資金生成資産の使用価値は、減価償却後再調達価額により算定される。

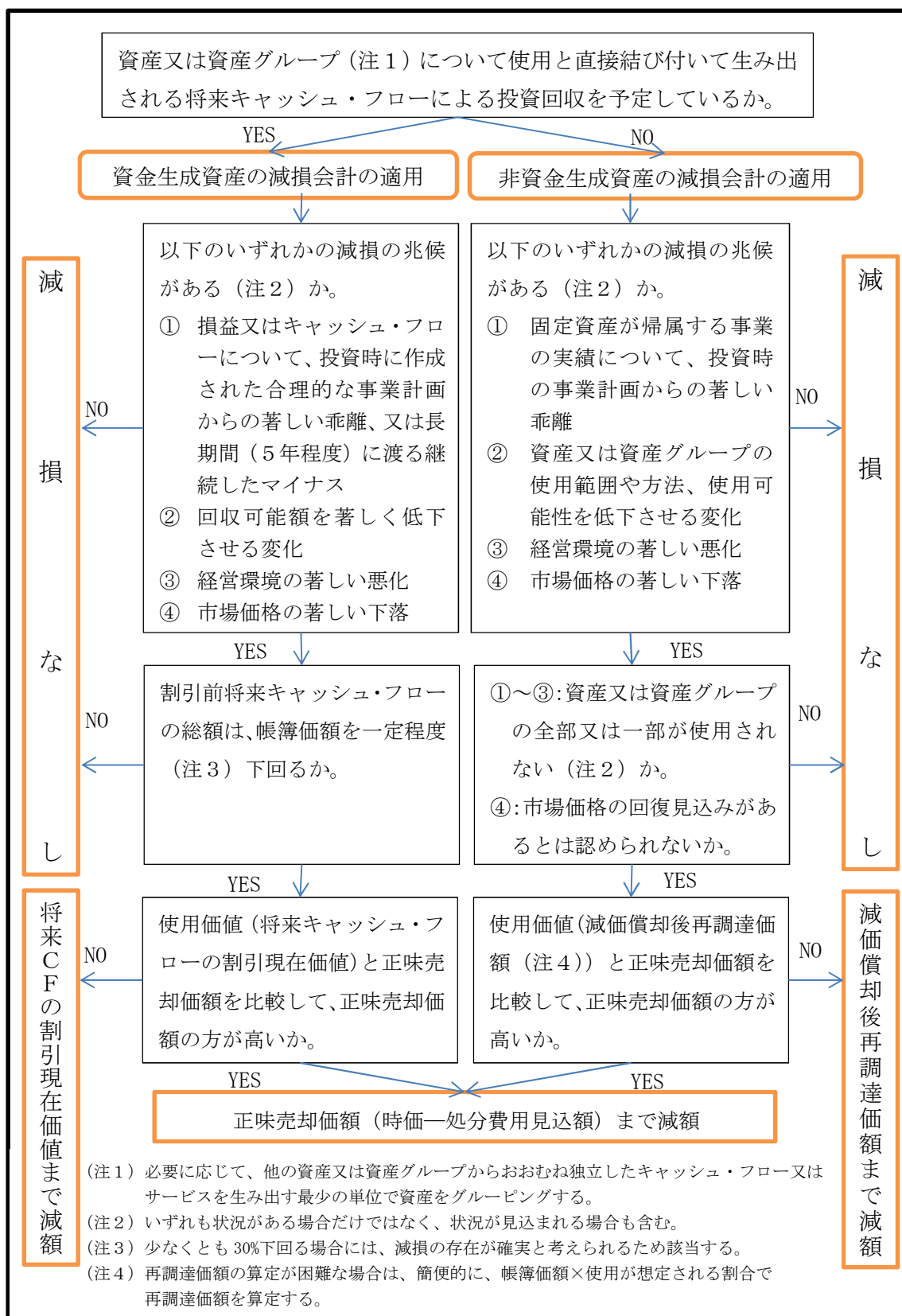
※ 1 : 減価償却後再調達価額

固定資産の一部につき使用が想定されていない部分以外の部分が有するサービス提供能力と同じサービス提供能力を有する資産を新たに取得した場合において見込まれる取得価額から、対応する減価償却累計額を控除した価額

※ 2 : 再調達価額の算定が困難な場合は、簡便的に資産の帳簿価額に使用が想定される割合を乗じて算出した金額を再調達価額とする。

非営利組織においては、減損会計を適用し、資産を再評価する場合には、非営利組織の組織目的、非営利組織が保有する資産の特徴、財務諸表に求められる情報ニーズを踏まえ、非営利組織が保有する資産を資金生成資産と非資金生成資産に分けた上で、兆候の有無、認識の必要性を検討し、再測定を行うこととなる。以上をまとめると、【図 2】のとおりとなる。

【図2】非営利組織における減損会計の適用フロー



I 非営利組織の財務報告の在り方に関する論点整理の要点

- 1.1 論点整理では、民間非営利組織¹を対象として財務報告の在り方についての論点を整理した。その中では、意思決定有用性とスチュワードシップに基づく説明責任を非営利組織の財務報告の目的として位置付けた上で、継続的活動能力、組織活動状況及び資源提供目的との整合性を三つの情報ニーズとして導出した。このような情報ニーズを基に、非営利組織の財務報告における財務諸表の構成要素を、資産、負債、純資産、収益及び費用と整理した。以下、本検討に直接関連する論点につき抜粋して紹介する。

1. 非営利組織における減損会計の目的（論点整理 6－1）

- 1.2 論点整理では、非営利組織は、組織の活動を通じて公益又は共益に資することを目的とする組織であり、資源提供者に対して経済的利益を提供することを目的としない（論点整理 第1.5項）。そのため、財務報告によって満たされるべき情報ニーズ（継続的活動能力、活動状況及び資源提供目的との整合性）との整合性を考慮した場合、営利組織と比較して、非営利組織における資産の測定属性は歴史的原価とすることが、非営利組織の目的や財務報告によって満たされるべき情報ニーズと合致する場合が多いとした（論点整理 第4.24項）。ただし、歴史的原価で測定される場合であっても貸借対照表に計上される資産価額が当該資産の有する価値と乖離したときに、財務報告の目的や情報ニーズを満たすために、再測定が必要となる場合が存在すること、そして、そのような場合とは、資産価値が著しく下落し、かつ、その価値の回復が困難と認められる場合であることを記した（論点整理 第4.25項）。
- 1.3 再測定の一つである減損会計の目的について、資産がもたらす経済的便益の面に焦点を当てた場合、投下資金回収可能性に比して過大な帳簿価額を減額し、将来へ損失を繰り延べないようにすることを減損会計の目的とすることが考えられる。また、資産がもたらすサービス提供能力の面に焦点を当てた場合、サービス提供能力に比して過大な帳簿価額を減額し、組織の継続的活動能力や活動コストを財務諸表において適正に表示することを減損会計の目的とすることが考えられる（論点整理 第6.2項～第6.4項）。
- 1.4 非営利組織が保有する資産には、投資を回収し、将来の経済的便益を創出することが予定される資産（以下「資金生成資産」という。）と、投資額の回収を予

¹ 論点整理では、非営利組織を次のように想定した。「組織の活動を通じて公益又は共益に資することを目的とし、資源提供者に対して経済的利益を提供することを目的としない組織である。したがって、資源提供者から組織に提供された資源は、組織がその目的を達成するために実施する活動に利用される。」（論点整理 第1.5項）

定せずに、サービス提供能力の発揮のみを目的として保有される資産（以下「非資金生成資産」という。）がある（論点整理 第 6.6 項）。このような、非営利組織が保有する資産の特性を踏まえた結果、論点整理においては非営利組織における減損会計の目的を、「資産の投下資金回収可能性又はサービス提供能力に比して過大な帳簿価額を切り下げ、活動コストを適正に表示することによって、報告組織の活動状況に関する情報利用者の理解に資すること」とした（論点整理 第 6.5 項）。

2. 再測定を行う場合の測定属性（論点整理 6－2）

- 1.5 論点整理において、資産の保有目的や投下資金回収を予定しているかどうかの違いは、資産を再測定する上での基本的な考え方の違いに影響するため、測定属性も異なるとした（論点整理 第 6.9 項）。
- 1.6 資金生成資産については、当該資産の生み出す経済的便益、すなわち将来キャッシュ・フローに注目して再測定されることが合理的であるとした（論点整理 第 6.7 項）。
- 1.7 非資金生成資産は、無償又は低廉な価格で財・サービスを提供することによって組織目的を達成するために保有されるものである。そのような資産のサービス提供能力が著しく低下した場合に、その状況を資産価額に反映するという目的から考えれば、将来キャッシュ・フローではなく、そのサービス提供能力の変化を基礎として再測定されるべきであるとした（論点整理 第 6.8 項）。

3. 資金生成資産と非資金生成資産の区分（論点整理 6－3）

- 1.8 論点整理において、非営利組織において減損により資産を再測定する場合には、対象資産を資金生成資産と非資金生成資産に区分して異なる測定属性を用いるべきであるとし、資金生成資産と非資金生成資産の区分について、以下の二つのアプローチを提案した（【図 3】参照）（論点整理 第 6.10 項）。
 - ① 企業会計同様に、市場平均を超える超過収益を得ることを目的に保有される資産を資金生成資産とし、その他の資産を非資金生成資産とする方法
 - ② 当該資産を通じて生み出される直接の事業収入（キャッシュ・フロー）による投資回収を想定した資産を資金生成資産とし、その他の資産を非資金生成資産とする方法²

² この場合、市場平均を超える超過収益を得ることを目的として保有される資産に加え、超過収益を得ることを目的としないが、資本調達コストに見合う水準での投資回収を予定する資産を資金生成資産に含むこととなる。

The diagram illustrates the classification of assets based on investment return expectations and the inclusion of direct business income. It features a horizontal axis with an arrow pointing right, labeled '収益性' (Profitability) at the far right. Above the axis, three vertical lines divide the space into four sections. The first section is labeled '投資回収を予定しない。' (Do not plan for investment recovery). The second section is labeled '直接事業収入での投資回収を予定する。' (Plan for investment recovery with direct business income). The third section is labeled '超過収益を目的としない。' (Do not aim for excess profit). The fourth section is labeled '超過収益を目的とする。' (Aim for excess profit). Below the axis, two horizontal double-headed arrows indicate the scope of asset types. The first arrow, labeled '非資金生成資産' (Non-fund-generating assets), spans from the start to the third vertical line. The second arrow, labeled '資金生成資産' (Fund-generating assets), spans from the third vertical line to the end. A third arrow, also labeled '資金生成資産', spans from the second vertical line to the end, indicating that assets in the second and third sections are also considered fund-generating.

投資回収を予定しない。	直接事業収入での投資回収を予定する。	超過収益を目的としない。	超過収益を目的とする。
	直接寄付等を含む。	直接寄付等を含まない。	
非資金生成資産			資金生成資産
非資金生成資産		資金生成資産	

4. 資金生成資産の減損損失の測定方法（論点整理 6-4）

5. 非資金生成資産の減損損失の測定方法（論点整理 6-5）

4 国際公会計基準 (IPAS) では、IPAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」(Impairment of Non-Cash-Generating Assets) において、非資金生成資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価する場合に少なくとも考慮すべき兆候 (第 27 項) として、サービスが不要に近い状態、運営環境の悪化、資産の損傷、資産の遊休状態、リストラクチャリング、処分予定、完成前に工事を中止する予定、資産のサービス成果が想定より著しく悪化した場合が、その他減損の兆候となり得る兆候 (第 29 項) として、市場価格の著しい

とが求められるとした（論点整理 第 6.16 項）。

- 1.11 そして、以下の理由から、再測定の際は、原則として減価償却後の再調達原価を測定属性とすることが、適当であるとした（論点整理 第 6.17 項）。
- ・ 非営利組織における非資金生成資産については、土地を除き、市場性が著しく乏しい場合も多く、そのような場合には、信頼性のある正味売却価額を見積もることが困難であると考えられること。
 - ・ 当該事業の存続を前提とすれば、利用価値⁵を用いることが合理的と言えるが、非資金生成資産についてはサービス提供能力を反映した利用価値を金銭的に見積もることは難しいこと。

II 非営利組織における減損と減損会計の在り方

1. 非営利組織における減損会計の必要性及び目的

- 2.1 I で述べたように、論点整理においては、企業会計における資産の測定と比べて、歴史的原価を非営利組織における資産の測定属性とする方が、非営利組織目的や情報ニーズと合致する場合が多いとした。その上で、資産価値が著しく下落し、かつ、その価値の回復が困難と認められるような場合については、歴史的原価が当該資産の有する価値と大きく乖離することとなることから、財務報告がその目的を達成し、情報利用者のニーズに適合した情報（継続的活動能力、活動状況及び資源提供目的との整合性）を提供するためには、歴史的原価を適切な価格に修正することが必要となるとした（論点整理 第 4.24 項、第 4.25 項）。
- 2.2 例えば、資金生成資産の価値は、その資産がもたらす経済的便益によって表されるが、その収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合、当該資産が将来もたらす経済的便益と比して帳簿価額が過大となることは、貸借対照表の表示を大きく歪め、組織の継続的活動能力の適切な報告を妨げる要因となる。また、非資金生成資産の価値は、その資産の持つサービス提供能力によって表されるが、資産のサービス提供能力が著しく低下した場合、サービス提供能力に比して過大な資産額が財務諸表に計上されていることで、当該財務諸表は、組織の継続的活動能力を表していないこととなる。さらに、当該資産が償却資産である場合には、資産の当初測定額を基礎とした減価償却費が使用期間にわたって計上されることとなるが、その場合の減価償却費は、資産のサービス提供能力の減価に比して過大となり、活動コストを財務諸表において適正

低下が記載されている。

⁵ 論点整理では、企業会計基準委員会（ASBJ）討議資料「財務会計の概念フレームワーク」における用語を引用して「利用価値」という言葉を使用しているが、当研究報告における「使用価値」と同義である。

に表示するという点で問題となる。

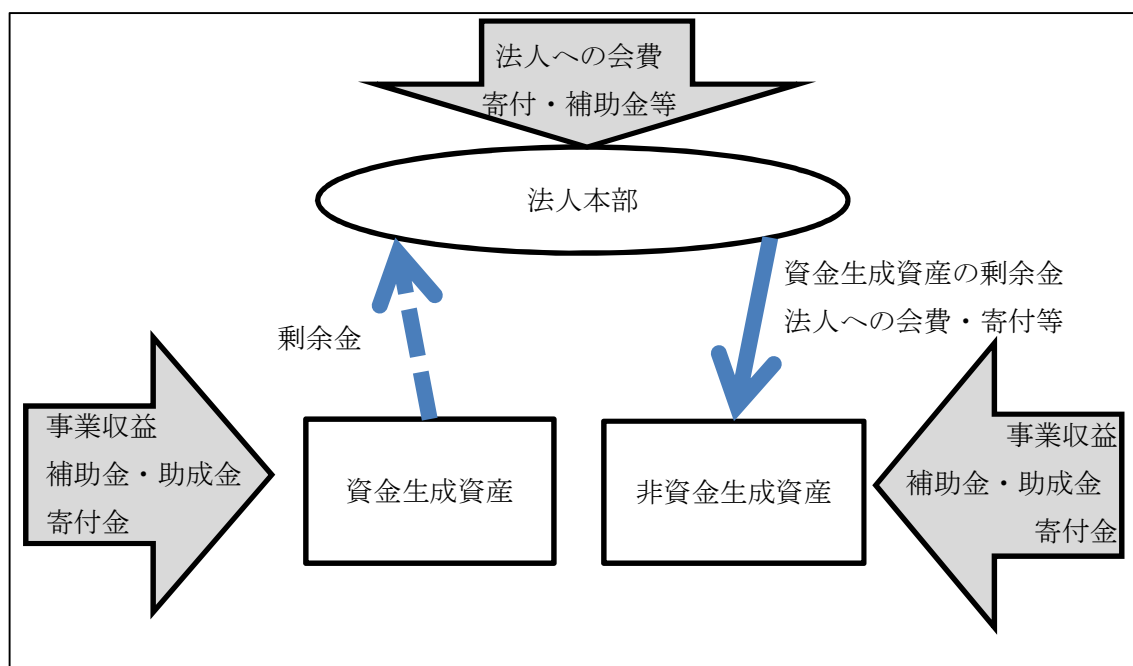
- 2.3 そのため、資金生成資産が主として将来の経済的便益をもたらす資産であり、非資金生成資産が主として将来のサービス提供能力をもたらす資産であるという違いはあるが、両者ともに当初認識時に取得価額又は公正価値で測定し、当該資産価値が著しく下落し、かつ、その価値の回復が困難と認められる場合には、財務諸表がその目的を達成し、情報利用者のニーズに適合した情報（継続的活動能力、活動状況及び資源提供目的との整合性）を提供するために、帳簿価額を当該資産の有する価値に見合った適切な価額にまで切り下げる減損会計を適用し、再測定を行うことが必要となる。
- 2.4 このような減損会計適用の必要性や非営利組織が保有する固定資産の特性も踏まえて、本報告書では、非営利組織における減損会計の目的を「固定資産の投下資金回収可能性又はサービス提供能力に比して過大な帳簿価額を切り下げることにより、組織の継続的活動能力を表すとともに、その後の活動コストを適正に表示することによって、報告組織の活動状況に関する情報利用者の理解に資すること」とすることとした。

2. 非営利組織における資源フロー構造と資産の関係

- 2.5 非営利組織における減損の在り方を考える上で、非営利組織における資源フローと資産との関係性を整理する必要がある。
- 2.6 営利企業においては、個々の事業用固定資産への投資は、当該資産の投資額が将来キャッシュ・フローによって回収できることを前提に実施されるが、先述のとおり、非営利組織においては将来の事業収益等による投資回収を前提とする資金生成資産と、投資回収を前提としない非資金生成資産が存在し、これらの資産は法人が営む各事業と結び付いて使用されているという特徴がある。これは非営利組織特有の資源フロー構造に基づいている。
- 2.7 非営利組織における主な収益源には、会費、寄付金、補助金、事業収益がある。これらの収益には、事業収益のように個々の事業に直接結び付けられるものと、会費のように個々の事業に結び付かず、法人全体の収益として位置付けられるものがある。また、寄付金及び補助金についても、特定の事業を支援することを目的に拠出されるものと、支援対象となる事業を特定することなく、法人全体を支援する形で拠出されるものがある。
- 2.8 そして、資金生成資産については当該資産が帰属する事業内における独立採算を前提とするが、非資金生成資産については当該事業内のみでは採算を確保することはできず、法人本部からの財政的支援を必要とする。法人本部の資金は、

法人への会費や寄付、補助金及び助成金を財源とする。また、資金生成資産が超過収益を生み出す場合にも、非営利組織では、組織原則として配当等の形で資源提供者に経済的利益を還元することはないことから、剰余金が法人内部に蓄積されることとなる。非営利組織では、これらの法人本部の資金や資金生成資産から生じた剰余金を非資金生成資産（及び当該資産が帰属する事業）で生じる損失に充当することによって、法人全体の資源フローを均衡させ、法人運営の継続・安定を図っている（図4参照）。

【図4】非営利組織における資源フローの構造



- 2.9 このような、非営利組織における資源フローの特徴及び非営利組織が保有する固定資産の特徴を踏まえると、非営利組織の減損は、資金生成資産と非資金生成資産に分けて適用をするのが妥当であると考えられる。そして、資産の有する将来の経済的便益又はサービス提供能力の価値の算定について、その保有目的を考慮して、資金生成資産においては将来の経済的便益を基礎に、非資金生成資産においては将来のサービス提供能力を基礎に算定することが適切と考えられる。

Ⅲ 会計上の取扱いに関する個別論点の検討

1. 減損会計の適用対象資産

【検討結果】

- 非営利組織における減損会計は、固定資産を対象資産とする。ただし、金融商品や繰延税金資産等、他の基準等において評価に関する個別規定が設定されることが想定される固定資産については、対象資産から除くこととする。

3.1 非営利組織に減損を適用するに当たり、企業会計とその対象資産を異にする理由はないことから、企業会計と同様に固定資産を対象資産とする。また、対象資産から除かれる資産についても、企業会計と同様、金融商品や繰延税金資産等、他の基準等に評価に関する個別規定が設定されるものとなると考えられる。ただし、非営利組織の会計において、金融商品や繰延税金資産の回収可能性、前払年金費用等について、現時点では、企業会計の基準や実務指針のように、評価に関する詳細な定めはなく、今後基準等によりそうした定めが設定されることが想定される。そのため、対象資産から除かれる資産は、他の基準等における評価に関する定めが準用されることが想定される資産とした。

2. 資産の区分

(1) 資金生成資産と非資金生成資産の区分

【検討結果】

- 減損会計の適用に当たっては、非営利組織における固定資産を資金生成資産と非資金生成資産に区分する。
 - ・ 資金生成資産
当該資産又は資産グループの使用と直接結び付いて生み出される（※1）将来キャッシュ・フロー（※2）により、投資（※3）の回収を予定する資産又は資産グループ
※1：資産又は資産グループの使用と直接結び付かないキャッシュ・フロー（本部会費等）は含まない。
※2：事業収益に代表される反対給付のある資源流入だけではなく、反対給付のない資源流入を含める。ただし、経常的又は継続的な寄付金や補助金等、及び確実に見込まれる臨時的な寄付等に限る。また、施設等の整備を目的として受領する寄付金や補助金等（施設整備補助金等）は含まない。
※3：当該投資額は取得価額又は公正な評価額による。
 - ・ 非資金生成資産
資金生成資産以外の資産又は資産グループ
- 一度決定した資産区分は、継続性の観点からも合理的な理由がない限り、変更は認められない。資産区分の変更を行った場合は、その旨を変更理由とともに注記する。

- 3.2 先述のとおり、非営利組織で保有する資産については、資金生成資産と非資金生成資産に区分した上で、減損会計を適用することが適当である。論点整理においては、「当該資産を通じて生み出される直接の事業収入による投資の回収を予定している資産」を資金生成資産とし、その他の資産を非資金生成資産とすることを提案している（論点整理 第 6.10 項、第 6.11 項）。さらに、「当該資産を通じて生み出される直接の事業収入」に当該資産に直接紐付けられる寄付金や補助金等を含めるべきかについて問題提起している（論点整理 第 6.12 項）。
- 3.3 学校、病院、社会福祉施設などの非営利組織の主要な固定資産の投資は、事業収益のみでの投下資金の回収を予定していないケースも少なくない。一方、非営利組織においては、施設整備に当たっての国庫補助金や、助成団体等から受領する固定資産取得のための助成金や寄付金、固定資産の維持や事業運営の補助を目的とした寄付等、様々な形での反対給付のない資源流入があり、これらを含めて、投資回収を予定している場合もある。そのため、本研究報告では、「当該資産を通じて生み出される直接の事業収入による投資の回収」に事業収益だけでなく反対給付のない資源流入を含めて、資金生成資産と非資金生成資産の範囲を判断するべきか否かについて、検討していく。
- 3.4 補助金や助成金、寄付金を受ける非営利組織において、経常的な補助金や寄付金等は事業収益と同様に考え、当然にこれらを含めて組織運営・事業運営判断をしていると考えられる。したがって、「当該資産を通じて生み出される直接の事業収入」にこれらを考慮しない場合、組織運営・事業運営の実態と乖離するおそれがある。
- 3.5 また、非営利組織が行う事業の事業収益には、介護報酬や医療報酬のように事業収益自体に公的な資金が含まれているものもある。このような形態の事業収益と、措置費、運営補助金のように経常的又は継続的に受領する補助金や助成金との経済的実態の違いについての境界線は不明瞭である。また、実務上、制度の変更により、事業収益は減少するものの、別途運営補助金が出されるというように、公的な資金の投入方法が変更される場合も存在する。そのため、「当該資産を通じて生み出される直接の事業収入」を事業収益のみを対象とした場合、経済実態や組織運営には何ら違いがないにもかかわらず、資金生成資産と非資金生成資産の区分が異なるおそれもある。
- 3.6 以上より、「当該資産を通じて生み出される直接の事業収入」には、事業収益に代表される反対給付のある資源流入だけではなく、反対給付のない資源流入を含めることが適当である。また、Ⅲ 2. (2) で述べるように必要に応じてグルー

ピングを行うことから、資金生成資産を、「当該資産又は資産グループの使用と直接結び付いて生み出される将来キャッシュ・フローにより、投資の回収を予定する資産又は資産グループ」とし、その他の資産又は資産グループを非資金生成資産とすることが適当である。

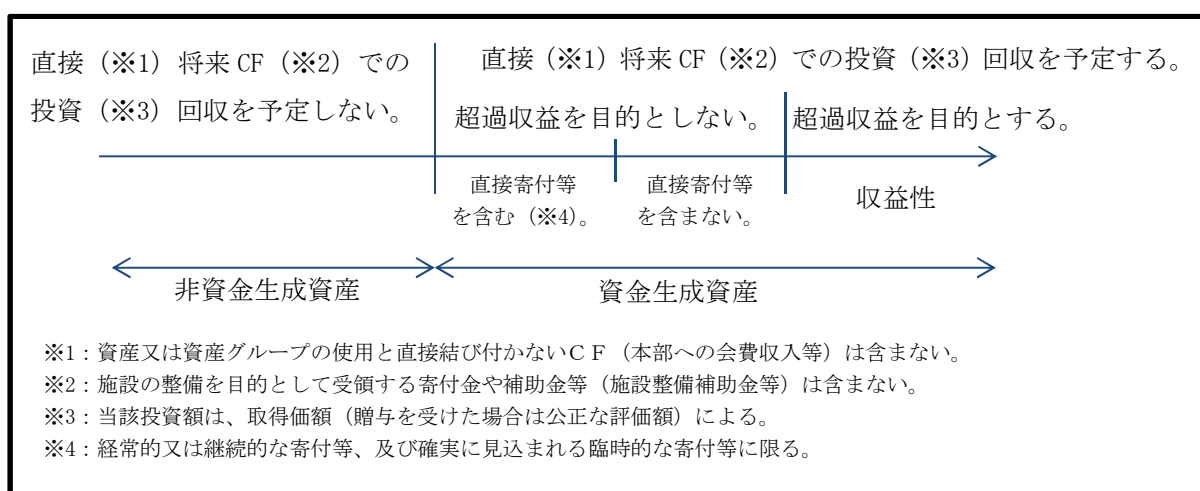
- 3.7 ただし、経常的又は継続的に受領する反対給付のない資源流入と比較して、不定期の寄付金等の臨時的な反対給付のない資源流入については、不確実性が高く、見積りが困難である。そのため、確実なものに限り、「当該資産又は資産グループの使用と直接結び付いて生み出される将来キャッシュ・フロー」に含めるのが妥当である。
- 3.8 また、施設等の整備を目的として受領する補助金や寄付金は、投資の回収ではなく、投資のための資金調達手段としての性格が強いという点、及び将来キャッシュ・フローで投資を回収する予定の資産又は資産グループについて、将来キャッシュ・フローで回収可能性を測定するという資金生成資産の減損の趣旨を勘案すれば、施設整備目的補助金や寄付金は、「当該資産又は資産グループの使用と直接結び付いて生み出される将来キャッシュ・フロー」に含めるべきではないと考える。そのため、例えば、取得価額 100 の施設取得に当たり、施設整備目的の補助金を 50 受け取る場合、当該補助金 50 は投資の回収とは考えず、【表 1】で示したような取得後の事業収益や寄付金・運営補助金等によって当該資産の取得価額である 100 全額について回収を予定した場合には資金生成資産となるが、全額の回収を予定しない場合には非資金生成資産となる。
- 3.9 なお、一度決定した資産区分は、継続性の観点からも合理的な理由がない限り、変更は認められない点に留意が必要である。また、当該区分により減損の方法も異なることから、資産区分は非常に重要であり、当該情報は財務諸表利用者に重要な情報である。そのため、資産区分の変更を行った場合は、その旨を変更理由とともに注記することが必要となると考えられる。

【表 1】資産又は資産グループの使用と直接結び付いて生み出される将来キャッシュ・フローの例示

資産又は資産グループの使用と 直接結び付いて生み出される 将来キャッシュ・フローに含まれるもの	資産又は資産グループの使用と 直接結び付いて生み出される 将来キャッシュ・フローに含まれないもの
・ 事業収益 ・ 運営補助金 ・ 措置事業に関する措置費	・ 遺贈、死因贈与契約で履行時期や金額が不確定なもの ・ 施設整備補助金や資産購取得目的の寄付金

・資産又は資産グループにおいて継続的に受領している寄付 ・資産又は資産グループに直接紐付く会費 ・過去の実績から、毎期資産又は資産グループが直接受領すると見込まれる寄付金 ・臨時的な寄付金のうち、履行が確実と考えられる寄付金	・資産又は資産グループに紐付かない法人全体に対する会費、寄付等 ・その他臨時的な寄付金で履行時期や金額が不確定なもの
---	---

【図5】資金生成資産と非資金生成資産の判定



(2) 資産のグルーピング

【検討結果】

- 非営利組織における資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループからおおむね独立したキャッシュ・フロー又はサービスを生み出す最小の単位（※1）で行う。
 ※1：キャッシュ・フロー又はサービスを生み出す最小の単位の決定は、管理会計上の区分や投資の意思決定（資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む。）を総合的に判断して行う。
- 処分予定の資産や遊休資産は、従来のグルーピングから切り離し、当該資産又は資産グループを独立のキャッシュ・フロー又はサービスを生み出す最小の単位とした上で、当初決定した資金生成資産又は非資金生成資産の区分に従って減損会計を適用する。
- 複数の資産グループ共通で使用される資産（以下「共通使用資産」という。）がある場合には、共通使用資産が関連する複数の資産又は資産グループに共通使用資産を加えた、より大きな単位の将来キャッシュ・フローにより、当該共

通使用資産が関連する資産又は資産グループの投資額及び共通使用資産の投資額の回収を予定しているか否かで、当該共通使用資産を資金生成資産と非資金生成資産に区分する。

- ・ 資金生成資産グループのみに使用される共通使用資産は、資金生成資産となることが多いと考えられる。
- ・ 非資金生成資産グループのみに使用される共通使用資産は、非資金生成資産となることが多いと考えられる。
- ・ 本部資産のように資金生成資産グループと非資金生成資産グループにまたがり、法人共通で利用される共通使用資産は、法人全体で当該共通使用資産も含めて投資の回収を予定する場合には資金生成資産となり、法人全体で当該共通使用資産の投資の回収を予定しない場合には非資金生成資産となる。

3.10 複数の資産が一体となって独立したキャッシュ・フローやサービスを生み出す場合には、資金生成資産と非資金生成資産の判定や、減損の兆候の判定及び減損損失の測定に際して、合理的な範囲で資産のグルーピングを行う必要がある。

3.11 複数の資産が一体となって独立したキャッシュ・フローやサービスを生み出している場合には、複数の資産をまとめて、管理会計上の管理や、投資の意思決定（資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む。）判断をしていることが想定される。そのため、非営利組織における資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループからおおむね独立したキャッシュ・フロー又はサービスを生み出す最小の単位で行うことが適切と言える。キャッシュ・フロー又はサービスを生み出す最小の単位の決定は、管理会計上の区分や投資の意思決定（資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む。）を行う単位を総合的に判断して行い、投資回収を予定する範囲でグルーピングを行う必要がある。例えば、非営利組織では、固定資産の寄贈を受けることも多い。そのため、組織やサービスの継続を前提としていたとしても、寄贈された土地、建物を使用して組織運営を行う場合は、建物についてのみ、投資回収を予定することも考えられる。この場合、土地、建物が一体となってサービスを生み出しているものの、法人における管理会計や投資意思決定では、建物についての投資額を回収可能かという点で投資意思決定を行っていると考えられるため、建物は資金生成資産、土地は非資金生成資産となる。

3.12 施設運営を行っている法人では、通常、施設単位で採算を管理し、事業の廃止等を決定していると考えられることから、各施設がキャッシュ・フロー又はサービスを生み出す最小の単位となることが多いと考えられる。

3.13 また、事業活動の中で付随的な事業活動を行っている場合、例えば施設に隣接

した駐車場の経営を行っている場合、非営利施設内に売店等の店舗を有する場合、災害支援活動に付随してチャリティーオークションを実施した場合等で、当該付随的事業の収益を含めて採算管理や、投資意思決定を行っている場合には、当該付随事業も同一のグルーピングに含まれると考えられる。

- 3.14 以上のように、資産のグルーピングは、管理会計上の区分や投資の意思決定の区分といった法人の採算管理の実態を考慮して決定される。そのため、法人が各事業をどのように位置付けて運営を行っているか、どのような単位で採算管理を行っているかにより、上述の例示のとおりとはならない場合がある点に留意する。

処分予定資産や遊休資産の取扱い

- 3.15 理事会等において、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行い、その代替的な投資も予定されていない資産や、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、これらに係る資産を切り離しても他の資産又は資産グループの使用にほとんど影響を与えないと考えられる。そのため、従来のグルーピングから切り離し、当該資産又は資産グループを独立のキャッシュ・フロー又はサービスを生み出す最小の単位とした上で、当初決定した資金生成資産又は非資金生成資産の区分に従って減損会計を適用する。

共通で使用される資産の取扱い

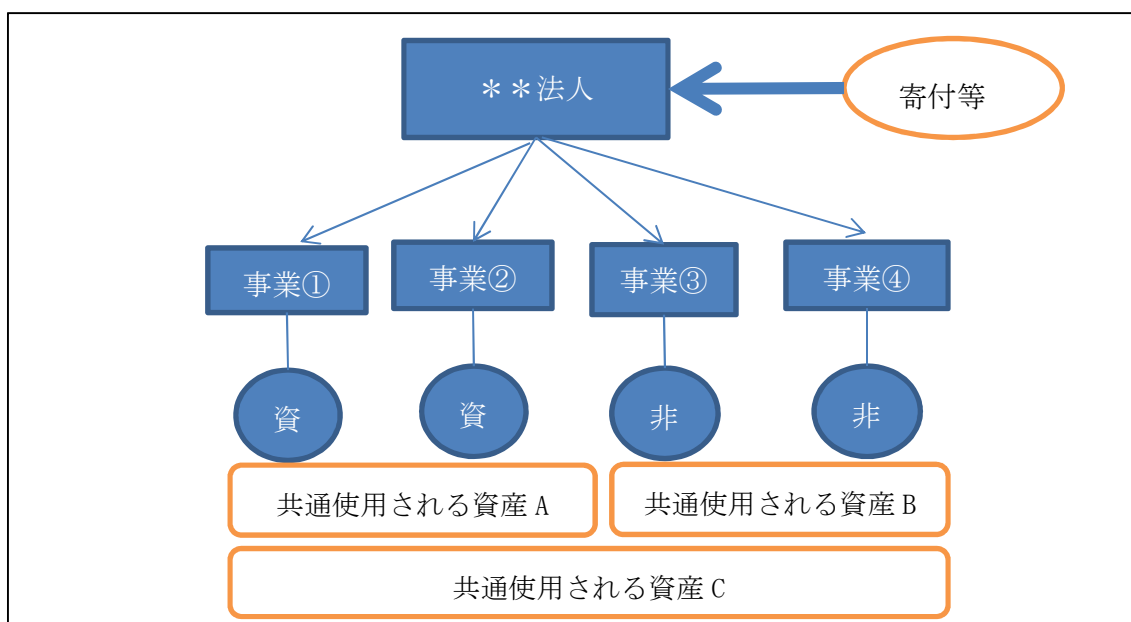
- 3.16 本部建物や試験研究施設等、複数の資産グループ共通で使用される資産（以下「共通使用資産」という。）がある場合には、共通使用資産が関連する複数の資産又は資産グループに共通使用資産を加えた、より大きな単位の将来キャッシュ・フローにより、当該共通使用資産が関連する資産又は資産グループの投資額及び共通使用資産の投資額の回収を予定しているか否かで、当該共通使用資産を資金生成資産と非資金生成資産に区分する。

資金生成資産グループのみに使用される共通使用資産（【図6】共通使用される資産A）は、通常当該資産を使用しているグループで投資回収を予定すると考えられることから、当該共通使用資産は資金生成資産となることが多いと考えられる。非資金生成資産グループのみに使用される共通使用資産（【図6】共通使用される資産B）は、通常当該資産を使用しているグループで投資回収を予定しないと考えられることから、当該共通使用資産は非資金生成資産となることが多いと考えられる。本部資産のように資金生成資産と非資金生成資産にまたがり法人共通で使用される共通使用資産（【図6】共通使用される資産C）は、法人全体で当該共通使用資産も含めて投資の回収を予定する場合には、資金生

成資産となり、法人全体で当該共通使用資産の投資の回収を予定しない場合には非資金生成資産となる。

資金生成資産と判定された共通使用資産については、企業会計の共用資産の減損と同様に、当該共通使用資産が関連する資産又は資産グループに共通使用資産を加えた帳簿価額の合計と当該資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの総額とを比較して、減損を行うことが適当である。

【図6】複数の資産グループで共通使用される資産のパターン



3. 資金生成資産の減損

3.17 論点整理において、資金生成資産は、資産の保有目的及び減損会計の目的が企業会計と同様であるため、企業会計と同様の測定方法が採用されるべきとしている（論点整理6－4）。そのため、基本的に企業会計と同様に、資産又は資産グループについて、以下の3ステップで減損会計が適用される。①減損の兆候の有無を判断する。②減損の兆候がある場合には、減損の存在が相当程度確実と認められるか否かで減損を認識するかどうかを判定する。③減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについて減損額の測定を行う。しかしながら、事業用固定資産を使用して超過収益を稼得することを目的としている企業と、組織の活動を通じて公益又は共益に資する事業やサービスの継続を目的としている非営利組織とでは、組織目的が異なる。また、資金生成資産は、投資の回収を予定した資産であり、超過収益の稼得を予定した資産よりもその範囲が広く、組織全体の超過収益の稼得を前提として企業が保有する資産とは資産の性格も異なる。これらの点を考慮して、減損について判断することが必要である。

(1) 兆候

【検討結果】

- 資金生成資産について、以下のいずれかの状況に該当する場合又はいずれかの状況が見込まれる場合に減損の兆候が認められる。
 - ① 損益又はキャッシュ・フロー⁶について、以下のいずれかがある場合
 - ・ 投資時に作成された合理的な事業計画からの著しい乖離
 - ・ 長期間（５年程度）にわたる継続したマイナス
 - ② 回収可能額を著しく低下させる変化⁷
 - ③ 経営環境の著しい悪化⁸
 - ④ 市場価格の著しい下落

3.18 企業会計では、将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失を認識するかどうかの判定を全ての資産又は資産グループについて実施することが実務上過大な負担となるおそれがあることから、減損の兆候があるときにのみ、認識の判定を行うこととしている⁹。非営利組織における減損についても当該趣旨に鑑みて、減損の兆候がある場合にのみ、減損損失を認識するかどうかの判定を行うこととした。

3.19 基本的には、企業会計で示されている減損の兆候は、資金生成資産の減損の兆候として当てはまる。しかしながら、非営利組織における資金生成資産は投資の回収を予定する資産であり、企業会計で前提とされている超過収益の稼得を前提とした資産ではないことから、損益又はキャッシュ・フローが継続して¹⁰マイナスとなることも非営利組織の運営では頻繁に起こり得る。したがって、企業会計において減損の兆候の例示として示されている「資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みである

⁶ 減損の兆候の把握には、「事業活動から生ずる損益」によることが適切であるが、管理会計上、「事業活動から生ずるキャッシュ・フロー」だけを用いている場合には、「事業活動から生ずるキャッシュ・フロー」によって兆候を把握することが可能であると解される。

⁷ 遊休、稼働率の低下、機能的減価、建設仮勘定に計上している建設途中の固定資産の建設の大幅な遅れや延期・中止、異なる用途への変更、資産の処分、事業廃止や縮小の決定等が考えられる。

⁸ 技術革新による著しい陳腐化、特許期間終了による重要な関連技術の拡散など技術的環境が著しく悪化することや、業務に関連する重要な法律改正、規制緩和や規制強化、重大な法令違反の発生、補助金の大幅な減額など法律等に関する環境の著しい悪化等が考えられる。

⁹ 固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書 四 会計基準の要点と考え方 2. 減損損失の認識と測定 (1) 減損の兆候

¹⁰ 企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第12項(2)及び第79項によれば、「継続してマイナス」とはおおむね過去2期がマイナスの場合、「継続してマイナスの見込み」とは前期と当期以降の見込みが明らかにマイナスとなる場合を指すと考えられるとしている。

こと」という事象については、条件をそのまま非営利組織に適用した場合、本研究報告で兆候の判断を設けた趣旨が達成されない。

- 3.20 減損処理は、本来、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額の回収が見込めなくなった時点で、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を減額する会計処理と考えられる¹¹。そのため、資金生成資産と判定された資産又は資産グループについては、投資時の合理的な事業計画と乖離がない場合は、投資期間全体を通じて投資額の回収が見込まれると考えられる。一方、投資時に作成された事業計画から著しい乖離がある場合には、投資期間全体を通じて投資額の回収が見込まれない可能性があることから減損の兆候として捉えることが適切である。
- 3.21 また、単年度における損益又はキャッシュ・フローで事業計画からの大きな乖離はないとしても、長期間にわたり当該資産又は資産グループから生じる損益又はキャッシュ・フローがマイナスであり、事業計画を下回る場合は、今後のキャッシュ・フローの状況により、投資期間全体を通じて投資額の回収が見込まれない可能性があることから、当該状況を減損の兆候として捉えることが適切である。なお、投資回収を予定していても、事業の立ち上げ期などで、当初より合理的な事業計画においてマイナスが予定されている場合は、当該計画で予定されていたマイナス額より著しく下方に乖離していない場合には、当該状況は減損の兆候に該当しない¹²とすることが妥当であると考ええる。
- 3.22 以上より、非営利組織においては、企業会計のように損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスという状況のみでは減損の兆候と考えず、損益又はキャッシュ・フローの投資時の合理的な事業計画からの著しい乖離又は、長期間（5年程度）にわたる継続したマイナスを兆候として採用するのが適切であると考ええる。

(2) 認識

【検討結果】

- 減損の兆候がある資金生成資産について、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、資産又は資産

¹¹ 固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書 三 基本的な考え方 3

¹² 設備投資当初の損益又はキャッシュ・フローがマイナスの期間は短い黒字化後の利益率が低い事業や設備投資当初からの損益又はキャッシュ・フローがマイナスの期間は長い黒字化後の利益率が高い事業等、個々の投資案件により黒字化までに要する期間に幅があると考えられることから、具体的な年数は記載しないこととした。

グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を一定程度¹³下回る場合に、減損損失を認識する。

- 将来キャッシュ・フローは、当該資産又は資産グループの使用と直接結び付いて生み出される経常的な将来キャッシュ・フロー及び確実に見込まれる臨時的な将来キャッシュ・フローとする。

なお、現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連する将来キャッシュ・フローは、見積りに含める点に留意する。

- 将来キャッシュ・フローの見積期間は、資産又は資産グループの中の主要な資産の経済的残存使用年数と 20 年のいずれか短い方とする。

3.23 将来キャッシュ・フローが約定されている場合の金融資産と異なり、成果が不確実な事業用固定資産の減損は、測定が主観的にならざるを得ないことから、企業会計においては減損の存在が相当程度確実な場合に限り減損損失を認識することが適当であるとされている¹⁴。非営利組織における減損会計の目的から、資金生成資産の減損においても、減損の存在が相当程度確実な場合に限り減損損失を認識することが適当である。

3.24 ここで、減損の存在が相当程度確実な場合とは、投資期間全体を通じてキャッシュ・フローで帳簿価額を回収できないことが明らかであると見込まれる場合や、将来において大きな損失が発生することが見込まれる場合である。そして、非営利組織が営む事業と同様の事業を営む営利組織との比較可能性を考慮すれば、企業会計とできるだけ整合的であることが望ましい。そのため、企業会計と同様に、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合を減損の存在が相当程度確実な場合とすることが考えられる。

3.25 企業会計では、超過収益の稼得が前提とされていることから、割引前の将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り投資の回収すら行えない状況は、投資時の計画・期待を大きく下回っていると考えられる。そのため、将来キャッシュ・フローの総額が見積りであることを考慮しても、投資期間全体を通じて投資の回収を行えない可能性が高く、減損の存在が確実な状況であると言える。これに対し、非営利組織は、企業価値の向上や株主への還元のために超過収益を稼得することを前提とした企業会計と異なり、事業やサービスの継続のために投資の回収を行うことが必要とされており、資源提供者への還元のため

¹³ 一定程度の水準については、投資案件に期待する収益率にもよるため、一律に数値基準を示すことはできないものの、少なくとも割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を 30% 以上下回る場合には、減損の存在が確実と考えられる。

¹⁴ 固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書 四 会計基準の要点と考え方 2. 減損損失の認識と測定 (2) 減損損失の認識

に組織全体として超過収益を稼得することが要求されていない。そのため、非営利組織において、投資回収を予定しているものの超過収益の稼得までは予定していない場合、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る状況は、必ずしも投資時の計画・期待を大きく下回っているとは限らない。そのため、将来キャッシュ・フローの総額が見積りであることを考慮すれば、投資期間全体を通じて投資の回収を行えない可能性が高いとは、言い切れず減損の存在が確実な状況とは言えない。

- 3.26 また、割引計算が行われることにより、割引後将来キャッシュ・フローは、割引前将来キャッシュ・フローの総額よりも相当程度小さくなることから、割引前キャッシュ・フローが帳簿価額を下回るような状況では、通常減損の存在は確実と考えられる。しかしながら、非営利組織においては、超過収益を生み出し、剰余金が存在した場合であっても、営利組織のように剰余金を配当として資源提供者に還元することがないことから、割引率は企業と比較して、一般に小さくなることが想定される。そのため、割引後将来キャッシュ・フローの総額は割引前将来キャッシュ・フローの総額から大きく減少しないことも想定され¹⁵、単に割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るだけでは、結果として、減損の存在が相当程度確実とまでは言えない場合にも、減損損失の測定が行われる可能性が生じる。
- 3.27 そのため、非営利組織において減損の存在が相当程度確実と言える場合とは、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合ではなく、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を一定程度下回る場合とすることが適切であると考ええる。
- 3.28 割引前将来キャッシュ・フローの見積りに含める範囲は、資金生成資産と非資金生成資産の区分で使用する将来キャッシュ・フロー同様に、当該資産又は資産グループの使用と直接結び付いて生み出される将来キャッシュ・フローとし、経常的又は継続的に見込まれる将来キャッシュ・フロー及び確実に見込まれる臨時的な将来キャッシュ・フローをその範囲に含めることが適切であると考ええる。なお、資産又は資産グループの現在の使用状況及び合理的な使用計画等を考慮し、現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連する将来キャッシュ・フローは、見積りに含める点に留意が必要である。
- 3.29 将来キャッシュ・フローの見積期間についての制限の必要性は非営利組織においても企業会計と同様にあり、また、当該年数について、企業会計の年数と異

¹⁵ 例えば、20年間割引計算を行う場合、割引率が5%のときは、割引後の数値は割引前数値より40%程度減少するのに対し、割引率1%のときは10%程度の減少、割引率2%のときは18%程度の減少となる。

なる理由もないことから、資産又は資産グループの中の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方とすることとした。

(3) 測定

【検討結果】

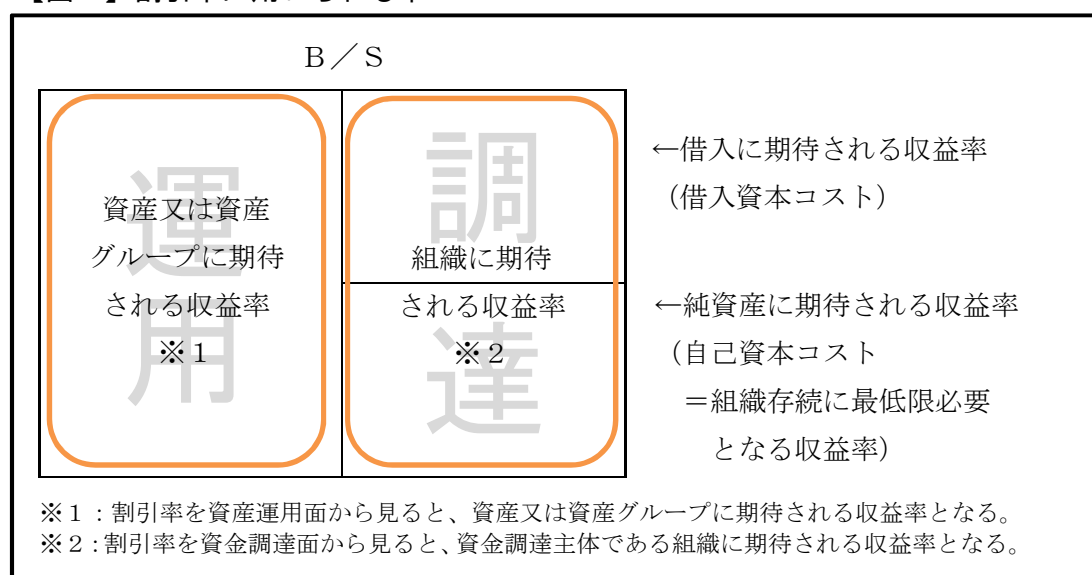
- 減損損失を認識すべきであると判定された資金生成資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。
 - ・ 回収可能価額
資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方
 - ・ 正味売却価額
資産又は資産グループの売却により生み出される価値である。
正味売却価額は、資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される。
 - ・ 使用価値
資産又は資産グループの使用により生み出される価値である。
資金生成資産の使用価値は、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定される。
- 割引率は、貨幣の時間的価値を反映した割引率とする。資産又は資産グループに係る将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクが、将来キャッシュ・フローの見積りに反映されていない場合には、これを割引率に反映（※）させる。
 - ※：当該リスクを割引率に反映させる場合には、当該資産又は資産が属する事業に期待される収益率を用いたり、組織に期待される収益率を用いたりして当該割引率を算定する。
- ・ 当該資産又は資産が属する事業に期待される収益率は、当該資産に係る事業の状況によって異なり、資本コストを下回ることはないと考えられる。
- ・ 組織存続に最低限必要となる収益率を自己資本コストと考え、当該自己資本コストと借入資本コストの加重平均を組織に期待される収益率とすることが考えられる。

- 3.30 資金生成資産について投資をする場合は、当該資産の売却と使用のいずれかの手段によって投下資金キャッシュ・フローの回収を予定している。そのため、企業会計と同様に、減損損失を認識すべきと判定された資金生成資産は、帳簿価額を売却による回収額である正味売却価額と使用による回収額である使用価

値のいずれか高い方の金額である回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とすることが妥当である。

- 3.31 正味売却価額は、固定資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される額である。監査委員会報告第 69 号「販売用不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い」を参考に、例えば、土地であれば、「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した価額その他、路線価、固定資産税評価額、近隣の取引事例から比準した価格等を基礎に評価することが考えられる。
- 3.32 資金生成資産の使用価値は、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの割引現在価値によって算定される。
- そして、非営利組織においても、企業会計と同様に、使用価値を算定に際しては、将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを反映させる必要があり、その方法として、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる方法と、割引率に反映させる方法がある¹⁶と考えられる。
- 3.33 割引率に反映させる場合、割引率は、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクの両方を反映したものである必要がある。当該資産又は資産が属する事業に期待される収益率を用いたり、組織に要求される収益率を用いたりして、割引率を算定することが考えられる。

【図 7】 割引率に用いられる率



¹⁶ 固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書 四 会計基準の要点と考え方 2. 減損損失の認識と測定 (5) 使用価値の算定に際して用いられる割引率

3.34 非営利組織における資金構造の特徴から、資金生成資産(及び当該資産が帰属する事業)が他の非資金生成資産(及び当該資産が帰属する事業)で生じる損失を補う予定である場合や、非営利組織自体が拡大方針である場合には、資産又は資産が属する事業に期待される収益率は高くなり、資金生成資産が投下資本の回収のみを予定し、超過収益を求めない場合には、資産又は資産が属する事業に期待される収益率は低くなり、資本コストと同様となると考えられる。

3.35 また、非営利組織における寄付者等の資源提供者自身は営利組織の株主のように経済的利益を要求しないことから、自己資本コストはないとも言える。しかしながら、非営利組織の継続のためには、最低限必要となる収益率¹⁷が存在すると考えられ、当該収益率を確保しない場合、非営利組織は存続できないこととなる。また、資源提供者は、少なくとも当該組織の継続を前提として寄付等の形で資金の拠出をしていると考えられることから、潜在的な要求として組織の継続があると考えられる。そのため、本来的な自己資本コストとは異なる面はあるものの、本研究報告では、組織存続に最低限必要となる収益率を非営利組織における自己資本コストと考えることとした¹⁸。以上より、非営利組織の資本コストは、組織やサービス存続に最低限必要となる収益率と借入資本コストの加重平均を用いることが適切であると考えられる。

非営利組織に要求される収益率（非営利組織における資本コスト）は、以下のようなになる。

非営利組織に要求される収益率

＝自己資本コスト（※）×純資産/（純資産＋負債）＋負債コスト×（1－法人税率）×負債/（純資産＋負債）

※非営利組織における自己資本コストは、本研究報告において組織存続に最低限必要となる収益率とした。

組織存続に最低限必要となる収益率＝リスクフリーレート＋リスクプレミアム

3.36 上記の収益率については、企業会計と同様に、経営資料や資産使用計画により収益率を算定することができると考えられる。

3.37 いずれの割引率を採用した場合であっても、組織全体としての超過収益を稼得

¹⁷ 長期金利は、一般に、期待インフレ率、期待経済成長率及びリスクプレミアムから構成されると言われている。組織存続に最低限必要となる収益率は、組織により有するリスクが異なることから、組織により異なるが、同一内容の事業活動継続のために再投資を行うことを前提とすると、期待インフレ率、期待経済成長率が考慮された貨幣の時間的価値分相当の収益率を確保しない場合には、同様の活動の継続が行えないことから、少なくともリスクフリーレートを下回ることはないと考えられる。

¹⁸ 組織存続を前提とした場合には、組織継続に最低限必要な収益率を自己資本コストとして捉えることとしたが、組織の継続を意図していない組織においては、自己資本コストはないと言える。

し、資源提供者に経済的利益を還元することを前提とした企業の収益率より、非営利組織の収益率の方が低くなると考えられる。

- 3.38 将来キャッシュ・フローが見積りから乖離するリスクを将来キャッシュ・フローの見積りに反映させた場合の割引率は、企業会計と同様、貨幣の時間価値だけを反映した無リスクの割引率（国債利回り等）となる。

4. 非資金生成資産の減損

- 3.39 論点整理では、非資金生成資産の保有目的から、非資金生成資産のサービス提供能力の著しい低下があった際に減損の必要性を判断することが求められ、また、再測定の際には、減価償却後の再調達原価を測定属性とすることが適当であるとした。（論点整理 第 6.16 項、第 6.17 項）。
- 3.40 非資金生成資産の減損のステップについて、IPSAS のように、減損の兆候がある場合に減損損失を認識し、減損損失の減少の兆候があった場合には減損の戻入れを行うことも一つの方法であるものの、減損損失の認識は、資産の公正価値を表すために行うものではなく、第 2.4 項で述べたように、資産の投下資金回収可能性又はサービス提供能力に比して過大な帳簿価額を切り下げることにより、組織の継続的活動能力を表すとともに、その後の活動コストを適正に表示することによって、報告組織の活動状況に関する情報利用者の理解に資するために行うものである。こうした減損会計の目的に照らした場合、減損損失の認識、戻入れを頻繁に行うことは、損益数値の変動性（volatility）をいたずらに上昇させ、組織活動成果の適正な表示をかえって損なう要因となる。また、資金生成資産の減損と非資金生成資産の減損のステップの考え方は整合的であることが望ましい。そのため、非資金生成資産の減損も、減損の兆候が存在し、減損の存在が相当程度確実な場合に限り減損を認識、測定することとし、減損の戻入れは行わないこととした。以下、このステップを前提として検討を行う。

(1) 兆候

【検討結果】

- 非資金生成資産について、以下のいずれかの状況に該当する場合又はいずれかの状況が見込まれる場合に減損の兆候が認められる。
- ① 固定資産が帰属する事業の実績について、投資時の事業計画からの著しい乖離¹⁹

¹⁹ 運営施設における利用者の減少や資産の使用率の低下、資産能力の想定との相違、想定と異なる維持管理コストの発生、事業やプロジェクトの大幅な遅延等が考えられる。

- ② 資産又は資産グループの使用範囲や方法、使用可能性を低下させる変化²⁰
- ③ 経営環境の著しい悪化²¹
- ④ 市場価格の著しい下落

- 3.41 非資金生成資産のサービス提供能力が著しく低下しているという兆候の識別については、IPSAS や独立行政法人会計基準が参考になる。IPSAS では、減損の兆候があるか否かを評価する際、必ず考慮すべき事項として、①サービスが不要に近い状態、②運営環境の悪化、③資産の物的損傷、④資産の使用範囲や方法の変化、⑤資産の工事を中止する決定、⑥資産サービスの成果の著しい悪化を挙げ、減損の兆候になり得る事象として、⑦資産の市場価値の著しい低下、⑧サービス需要の著しい減少を挙げている。
- 3.42 独立行政法人会計基準では、減損の兆候として、①業務実績の中期計画、中長期計画及び事業計画からの著しい低下、②使用範囲・方法について使用可能性を著しく低下させる変化、③運営環境の著しい悪化、④市場価格の著しい下落、⑤独立行政法人自らが固定資産の全部又は一部について使用しない決定を挙げている。
- 3.43 非営利組織における非資金生成資産の減損は、資金生成資産の減損と整合性を図りつつ、IPSAS や独立行政法人会計基準の考え方を取り入れながら、非営利組織の運営に配慮したものとするのが適切である。
- 3.44 本研究報告では、資金生成資産の減損の兆候の一つとして、投資時の計画からの著しい乖離を挙げている。そして資金生成資産が主として将来の経済的便益をもたらす資産であることから、損益又はキャッシュ・フローを基礎に判断することとしている。非資金生成資産の減損の兆候についても、投資時の計画からの著しい乖離があった場合には、投資時に想定していたサービスを提供できない可能性があることから減損の兆候に当たると考えられる。そして、非資金生成資産は主として将来のサービス提供能力をもたらす資産であることから、提供するサービスの実績で判断することが適切である。例えば、運営施設における利用者の減少や資産の使用率の低下、資産能力の想定との相違、想定と異なる維持管理コストの発生、事業やプロジェクトの大幅な遅延等は、減損の兆候となると考えられる。

²⁰ 遊休、稼働率の低下、機能的減価、建設仮勘定に計上している建設途中の固定資産の建設の大幅な遅れや延期・中止、異なる用途への変更、資産の処分、事業廃止や縮小の決定等が考えられる。

²¹ 技術革新による著しい陳腐化、特許期間終了による重要な関連技術の拡散など技術的環境が著しく悪化することや、業務に関連する重要な法律改正、規制緩和や規制強化、重大な法令違反の発生、補助金の大幅な減額など法律等に関する環境の著しい悪化等が考えられる。

3. 45 資金生成資産における「回収可能額を著しく低下させる変化」の例示である遊休、稼働率の低下、機能的減価、建設仮勘定に計上している建設途中の固定資産の建設の大幅な遅れや延期・中止、異なる用途への変更、資産の処分、事業廃止や縮小の決定等(脚注7参照)については、回収可能価額を著しく低下させる変化であるとともに、サービス提供能力の低下を示す兆候である。そのため、非資金生成資産の兆候においても、これらを「② 資産の使用範囲や方法、使用可能性を低下させる変化」として兆候と捉えることとした。
3. 46 他の兆候「③ 経営環境の著しい悪化」、「④ 市場価格の著しい下落」については、非資金生成資産においても、サービス提供の継続に影響を与える可能性があるものとして、資金生成資産と同様に減損の兆候とすることとした。
3. 47 IPSAS においては、「①サービスが不要に近い状態」、「⑥資産サービス成果の著しい悪化」「⑧サービス需要の著しい減少」が、減損の兆候の評価において必ず考慮すべき事項とされている。これらはいずれも投資時の計画、期待と、現状の結果が異なる状況であると言えるため、本報告書ではこれらを一括して、「固定資産が帰属する事業の実績について、投資時の事業計画からの著しい乖離」とした。また、「③資産の物的損傷」「④資産の使用範囲や方法の変化」「⑤資産の工事を中止する決定」は、いずれも「資産又は資産グループの使用範囲や方法、使用可能性を低下させる変化」と言えるため、これらを一括して示すこととした。
- また、IPSAS では、非資金生成資産の「⑦市場価格の著しい低下」は減損の兆候の評価の際に、必ず考慮すべき事項ではなく、減損の兆候になり得る事象とされている。しかし、非営利組織の財務面での継続的活動能力を把握するには、非資金生成資産が主としてサービス提供能力を目的として有する資産であったとしても、市場価格が著しく低下し、経済的便益の側面が著しく悪化する場合には、減損の兆候ありとして捉えることが適切であると考え、減損の兆候として含めることとした。
3. 48 独立行政法人会計基準では、「⑤独立行政法人自らが固定資産の全部又は一部について使用しない決定」も兆候の例示として挙げられているが、これは、今後の遊休見込として、「資産の使用範囲や方法、使用可能性を低下させる変化」の一つと考えられるため、これを兆候とすれば足りると考え、独立の減損の兆候の項目としないこととした。
3. 49 以上より、非資金生成資産の減損の兆候の例示は、「固定資産が帰属する事業の実績について、投資時の事業計画からの著しい乖離」、「資産の使用範囲や方法、使用可能性を低下させる変化」、「運営環境の悪化」、「資産の市場価値の著しい

低下」とすることとした。

(2) 認識

【検討結果】

- 減損の兆候がある非資金生成資産について、以下の場合には減損損失を認識する。
 - ・ 兆候が4(1)の①～③の場合
資産又は資産グループの全部又は一部の使用が想定されないとき
※：減損の兆候があるが、現状と変わらず、当該資産又は資産グループを用いてサービス提供を継続する場合には、減損の認識は不要である。ただし、このような決定を行うためには、当該サービス提供の継続可能性を検討していることが前提となる点に留意する。
 - ・ 兆候が4(1)の④の場合
市場価格の回復見込みがあると認められないとき

3.50 非資金生成資産の減損の認識は、資金生成資産の減損と同様に、減損の存在が相当程度確実な場合に限り減損を認識する。その方法として、資産の使用見込みに着目してサービス提供能力の低下が相当程度確実であるかを判断した上で認識する方法及び時価の回復可能性を考慮する方法が考えられる。

3.51 非資金生成資産のサービス提供能力は、資産が使用されることにより発揮されることから、減損の兆候があつたとしても、組織が当該資産又は資産グループを組織目的に従って継続使用し、サービス提供を継続する場合には、当該非資金生成資産は保有目的を達成している。

そのため、減損の兆候がある場合であっても、今後、現状と変わらず資産又は資産グループを使用してサービス提供の継続を行う場合には、サービス提供能力は低下しないことから減損損失の認識は不要である。

3.52 しかしながら、今後、資産又は資産グループの全部又は一部の使用が想定されない場合には、サービス提供の全部又は一部が行われないこととなり、サービス提供能力は低下することから、減損の存在が相当程度確実であると考え、減損を認識するのが妥当と考える。例えば、病院施設に減損の兆候があり、サービスの継続について、検討した結果、病院の一部のフロアを使用しない、一部診療科を廃止し関連する資産を使用しなくなる等があつた場合には、当該使用が見込まれない資産又は資産グループが減損されることとなる。

3.53 ここで、将来における資産又は資産グループの使用可能性で減損の存在の確実性を判断するためには、非営利組織において、設備の使用計画の内部統制が構

築されていることが必要となる。すなわち、非営利組織は、非資金生成資産について減損の兆候が生じた場合、当該資産又は資産グループを継続使用したサービス提供継続の可否について、検討を行うことが必要である²²。

3. 54 また、「資産の市場価値の著しい低下」という資産の経済的便益に関する減損の兆候を捉えた場合、市場価格の回復が見込まれるのであれば、既存の資産の再生産か、資産の総サービス提供能力の再調達のいずれも必要ないことから、減損損失の認識は不要である。そのため、市場価格の回復見込みが認められない場合に、減損の存在が相当程度確実であるとして減損を認識することが妥当と考えられる。

(3) 測定

【検討結果】

- 減損損失を認識すべきであると判定された非資金生成資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。
- ・ 回収可能価額
資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方
 - ・ 正味売却価額
資産又は資産グループの売却により生み出される価値である。
正味売却価額は、資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される。
 - ・ 使用価値
資産又は資産グループの使用により生み出される価値である。
非資金生成資産の使用価値は、減価償却後再調達価額により算定される。
※ 1 : 減価償却後再調達価額
固定資産の一部につき使用が想定されていない部分以外の部分が有するサービス提供能力と同じサービス提供能力を有する資産を新たに取得した場合において見込まれる取得価額から、対応する減価償却累計額を控除した価額
※ 2 : 再調達価額の算定が困難な場合は、簡便的に資産の帳簿価額に使用が想定される割合を乗じて算出した金額を再調達価額とする。

3. 55 非資金生成資産の投資は、直接的に投下資金のキャッシュ・フローを回収することを予定していないが、組織目的の達成のための財貨及びサービスを引き渡

²² 通常、これらの今後のサービス提供の継続可能性については、財務的な面も含めて検討を行う。そして検討の結果は事業計画に反映され、当該事業計画は、理事会等の組織の意思決定機関で決定が行われる。

すために使用される。資産又は資産グループの全部の使用が想定されないとして減損損失を認識すべきと判定された非資金生成資産は、売却により投下資金の一部を回収することが期待される。よって、帳簿価額を正味売却価額まで減額する。資産又は資産グループの一部の使用が想定されないとして減損損失を認識すべきと判定された非資金生成資産は、使用が想定されない部分以外でのサービスの提供又は資産の売却により投下資金の一部を回収することが期待される。そのため、正味売却価額又は資産のサービス提供能力の現在価値まで減額する。

3. 56 このように、非資金生成資産の減損の測定については、帳簿価額を回収可能価額すなわち使用価値と、正味売却価額のいずれか高い方の金額まで減額することで、過大な帳簿価額の減額という減損会計の目的を達成できると考える。
3. 57 正味売却価額については、資金生成資産と同様の方法で算定が可能である。
3. 58 一方、非資金生成資産の使用価値は、本来的には、当該事業の存続を前提とすれば、当該資産又は資産グループがもたらす成果を非資金生成資産のサービス提供能力の現在価値として貨幣換算して測定することが合理的と言えるが、非資金生成資産についてはサービス提供能力を反映した成果を金銭的に見積もることは難しいことから、どのように測定するかが問題となる。
3. 59 IPSAS においては、非資金生成資産の残存サービス提供能力の現在価値である使用価値は、資産のサービス提供能力が失われた場合には、既存の資産の再生産か、資産の総サービス提供能力の再調達のいずれかが想定されることから、資産の減価償却後の再調達価額又は再生産原価として算定されるとされている。
3. 60 本研究報告における非資金生成資産についても、上記の想定は同様であることから、非営利組織の非資金生成資産の残存サービス提供能力の現在価値は減価償却後再調達価額又は再生産原価に基づき測定することが適当と考えられる。
3. 61 減価償却後再調達価額は、固定資産の一部につき使用が想定されていない部分以外の部分が有するサービス提供能力と同じサービス提供能力を有する資産を新たに取得した場合において見込まれる取得価額から、減価償却累計額を控除した価額である。算出が困難な場合は、簡便的に当該資産の帳簿価額に、使用が想定される割合を乗じて算出した金額を再調達価額として用いる方法も考えられる。
3. 62 非資金生成資産に減損会計を適用する場合、例えば以下になる。

設例 1 入居者減少による一部閉鎖

＜前提＞

XX10 年、今後の高齢者人口の増加の予測に基づき、××地域に 2,400,000 千円で 3 階建て老人ホームを建設した。当該施設について、当該事業にかかる将来キャッシュ・フローでの回収を予定していないことから、法人は、非資金生成として分類している。当該老人ホームの耐用年数は 40 年（定額法）と見積もった。都心への人口集中が原因で、当該地域の人口が減少し、XX 30 年には入居者が 500 人から 100 人に減少した。老人ホーム経営者は、今後の運営について検討した結果、3 階建ての建物のうち、2 階と 3 階部分を閉鎖することを決定した。当該地域では将来的に閉鎖した 2 階と 3 階部分を再開するほど入居者数が増加するとは予想していない。XX 30 年現在の時価は 700,000 千円、処分費用見込額は 100,000 千円と見積もられる。1 階建ての同様の施設の再調達価額は 1,300,000 千円と見積もられる。

＜減損の検討＞

・減損の兆候

建設当初の予定とは異なり、都心への人口集中が原因で、入居者が 500 人から 100 人と大幅に減少していることから、減損の兆候がある。

・減損の認識

3 階建ての建物のうち、2 階と 3 階部分を閉鎖することを決定しており、建物の一部が使用されない見込みであることから減損損失を認識する。

・減損の測定

a : XX 30 年の建物帳簿価額 1,200,000

取得価額 2,400,000－減価償却累計額 (2,400,000×20÷40)

b : 回収可能価額 650,000

減価償却後再調達価額 650,000※1 > 正味売却価額 600,000※2

※1 : 再調達価額 1,300,000－減価償却累計額 (1,300,000
×20÷40)

※2 : 時価 700,000－処分見込費用 100,000

c : 減損額 (a－b) 550,000

設例 1－2 再調達価額の算定が困難な場合

上記設例において、減価償却後再調達価額の算定が困難な場合は、簡便的に現在の帳簿価額と使用が想定される割合から計算を行う。

簡便的再調達価額＝XX30 年の建物帳簿価額 1,200,000×使用割合 1/3＝400,000

・減損の測定

a : XX 30 年の建物帳簿価額	1, 200, 000
b : 回収可能価額	600, 000
正味売却価額 600, 000 > 簡便的再調達価額 400, 000	
c : 減損額 (a - b)	<u>600, 000</u>

おわりに

本研究報告では、論点整理を踏まえ、固定資産の減損について、資金生成資産と非資金生成資産に分けて、具体的に減損会計をどのように適用するかについて検討を行った。付属資料2に記載のとおり、本研究報告の方向性と現行の会計上の取扱いでは、強制評価減を基礎としている法人については、固定資産の時価が著しく下落した場合の取扱いでは共通点があるものの、減損の兆候概念の有無、投資回収を予定しない資産についてサービス提供能力を基礎とした測定を行う点など、本研究報告の検討結果と現行の会計上の取扱いについて異なる点も存在する。また、減損会計ではなく、有姿除却の概念が取り入れられている学校法人については、使用することが困難かつ処分不可能な資産については、減額する概念が取り入れられている点は共通しているものの、その額の測定、サービス提供の実績が低下した資産についての減損概念の適用の有無、投資回収を予定している資産についての減損概念の適用の有無など、本研究報告の検討結果と現行の会計上の取扱いについて異なる点も多く存在する。

現在、非営利分野では、各組織形態において、会計基準の開発や見直し、開示の拡充が進んでおり、更に監査についての要請も制度化が進んでいるなど、非営利組織において会計の重要性はますます高まっていくことが見込まれる。また、非営利組織の活動は組織形態を越えて多様化し、組織形態を越えた事業の連携も生じている。このような流れの中で、組織形態ごとの会計上の取扱いについての差異に起因する弊害、例えば、同種の事業を営んでいる場合であっても組織形態が異なる場合には、財務情報を横断的に理解することが難しいことや、組織形態が異なる場合に連携して事業を行っていても、事業活動全体の開示が難しいといった弊害も顕在化してくることが懸念される。

本研究報告は、規範性を持つものとして取りまとめられたものではないことから、直接的に実務に影響を与えるものではないものの、本研究報告を基礎に、各法人制度上の要請や政府の財務諸表の利用方法が会計上の取扱いに与える影響について整理され、各法人形態の根拠法に基づく会計上の取扱いの差異に関する議論が深まることを望む。また、今後、モデル会計基準の開発や各会計基準の改正が行われる際には、本研究報告が参照され、段階的に各会計基準の整合性が高まっていくことを期待する。

当協会においても、モデル会計基準の開発に向けて、今後も非営利組織において重要と考えられる論点について研究を続けていく。

以　上

付属資料 1 他の非営利会計における固定資産の減損一覧

	SFAS 第 144 号 (米国) 「長期性資産の減損 又は処分の会計」	IPSAS 第 21 号 「非資金生成資産の減 損」 ²³	独立行政法人会計 基準	非営利法人委員会 実務指針第 38 号「公 益法人会計基準に 関する実務指針」	本研究報告 (非資金生成資産)	本研究報告 (資金生成資産)	(参考) 企業会計
適用 対象	営利企業及び非営利 法人	公的セクターが有する 非資金生成資産 (政府系 企業 (GBE) 以外の大部 分の公的セクターの資 産 ²⁴)	独立採算型等以外 の独立行政法人	公益法人	経常的な将来 CF で 投資の回収を予定 しない資産又は資 産グループ	経常的な将来 CF で投資の回収を 予定する資産又 は資産グループ	営利企業
減損 会計の 目的	長期性資産の帳簿価 額が回収可能でない 場合の減額	資産に回収可能価額を 超える帳簿価額を付さ ないことを保証する手 続き	過大な帳簿価額の 減額と業務運営状 況の明示及び固定 資産の有効活用の 促進	時価に比して過大 な帳簿価額の減額 (対価を伴う事業 に供する資産につ いては、使用価値が 時価を上回る場合、 使用価値により評 価できる。)	サービス提供能力 に比して過大な帳 簿価額を切り下げ、 活動コストを適正 に表示することで、 組織の継続的活動 能力、活動努力、資 源の利用状況に関 する情報を開示	投下資金回収可 能性に比して過 大な帳簿価額の 減額	投下資金回収可能 性に比して過大 な帳簿価額の減額
減損の 定義	固定資産の帳簿価額 が公正価値を上回っ ている状態	減価償却により認識さ れる損失を超える資産 の将来の経済的便益又 はサービス提供能力の 損失 ²⁵	サービス提供能力 が著しく減少し、 将来にわたり回復 が見込めない状態	資産の時価が著し く下落し、回復の可 能性が認められな い状態	サービス提供能力 が著しく減少し、そ の回復が困難と認 められる場合	企業会計と同様	資産の収益性の低 下により投資額の 回収が見込めなく なった状態
資産の グルー ピング	CF 生成単位 (利用目 的資産の場合) 処分単位 (処分予定の 場合)	個々の固定資産	個々の固定資産 (兆候はサービス 提供単位により判 定できる)	CF 生成単位 (「将 来 CF は企業会計に 準じて見積もる」)	CF 生成単位又はサ ービス提供単位	CF 生成単位又は サービス提供単 位	CF 生成単位

²³ IPSAS では、資金生成資産を商業的利益を得ることを目的として保有する資産、非資金生成資産を資金生成資産以外の資産と定義している。

²⁴ IPSAS 第 26 号「資金生成資産の減損」(Impairment of Cash-Generating Assets) 第 18 項「資産を保有する主たる目的が商業的利益を生む目的なのか明確でない場合がある。この
ような場合はキャッシュ・フローの重要性を評価する必要がある。(中略)しかし、GBE 以外の大部分の公的セクター主体の全体目的を考慮すれば、それらが置かれている環境下では、
資産は非資金生成資産であるとの仮定が成り立ち、それゆえ IPSAS 第 21 号が適用されることになる。」

²⁵ IPSAS 第 26 号における減損の定義と共通

	SFAS 第 144 号 (米国) 「長期性資産の減損 又は処分の会計」	IPSAS 第 21 号 「非資金生成資産の減 損」 ²³	独立行政法人会計 基準	非営利法人委員会 実務指針第 38 号「公 益法人会計基準に 関する実務指針」	本研究報告 (非資金生成資産)	本研究報告 (資金生成資産)	(参考) 企業会計
減損の 兆候	(利用目的資産) 例えば、 ①市場価格の著しい 下落 ②利用方法の著しく 不利な変化 ③価格に影響を与え 得る著しく不利な 変化 ④当初予測を著しく 超過する建設原価 累計額 ⑤損益又は CF が継続 してマイナス ⑥当初見積りより早 期の売却又は処分 可能性 (処分予定資産に分 類するための条件) 省略	考慮すべき事象は、 ①サービスが不要に近 い状態 ②運営環境の悪化 ③資産の損傷 ④資産の遊休状態、リス トラクチャリング、処 分予定 ⑤完成前に工事を中止 する決定 ⑥資産のサービス成果 が想定より著しく悪 化 兆候になり得る事象 ⑦市場価値の著しい低 下 ²⁶ ⑧サービス需要の著し い減少	①業務実績が、中 期計画に照ら し、著しく低下 ②使用範囲・方法 の変化により、 資産の使用可能 性を著しく低下 させる変化 ③業務運営環境の 著しい悪化 ④市場価格の著し い下落 ⑤独法自ら、全部 又は一部につき 使用しないと決 定	兆候の有無は考慮 しない	①事業の実績につ いて、当初計画か らの著しい乖離 ②使用範囲・方法 の変化により、資産 の使用可能性を 著しく低下させ る変化 ③業務運営環境の 著しい悪化 ④市場価格の著し い下落	①損益又はキャ ッシュ・フロー について、当初 事業計画から の著しい乖離 又は、長期的な マイナス ②～④は企業会 計と同様	①損益又は CF が継 続してマイナス ②回収可能額を著 しく低下させる 変化 ²⁷ ③経営環境の著し い悪化 ④市場価格の著し い下落
減損損 失の認 識	(利用目的資産) 帳簿価額が割引前 CF ²⁸ の総額を超える 場合 (処分予定資産)	兆候があれば、認識・測 定を行う。	①～③ 全部又は 一部の使用が想 定されないとき ④市場価格の回復 見込みが認めら	資産の時価が著し く下落し、回復の可 能性が認められな いときに認識	①～③将来におい て資産サービス 提供の全部又は 一部がなされな い(資産の全部又	割引前の将来 CF の総額が帳簿価 額を一定程度下 回るときに認識	割引前の将来 CF の 総額が帳簿価額を 下回るときに認識

²⁶ IPSAS 第 26 号では、必ず考慮すべき兆候とされるが、非資金生成資産においては、減損の兆候になり得る事象としている。IPSASB は、市場価値の著しい低下は必ずしも非資金生成資産が減損していることを示すものではないという見解を持つ。これは、非資金生成資産が商業的利益を生む以外の理由で保持され、市場価値の変動は、資産の継続的な使用によって回収するサービス量の変動を反映しないためである。(IPSAS 第 21 号 結論の根拠 BC22 項)

²⁷ 事業廃止・再編成、資産の早期処分・転用・遊休化など

²⁸ 「非営利法人は、特定の資産の維持運営に必要な資源と考えられる無条件寄附をキャッシュ・フローとして含めるべきである。」との規定があり、キャッシュ・フローの範囲には不特定寄附も含めるべきであることが明示されている。

	SFAS 第 144 号 (米国) 「長期性資産の減損 又は処分の会計」	IPSAS 第 21 号 「非資金生成資産の減 損」 ²³	独立行政法人会計 基準	非営利法人委員会 実務指針第 38 号「公 益法人会計基準に 関する実務指針」	本研究報告 (非資金生成資産)	本研究報告 (資金生成資産)	(参考) 企業会計
	帳簿価額が売却コス ト控除後の公正価値 を超える場合		れないとき ⑤判断要せず減損 認識		は一部の使用が 想定されない場 合) ④市場価格の回復 見込みが認めら れないとき		
減損損 失の測 定	帳簿価額を公正価値 (市場価格)まで減額	帳簿価額を回収可能サ ービス価額まで減額。 回収可能サービス価額 は正味売却価額と使用 価値相当額(減価償却後 再調達価額)のいずれか 高い額	帳簿価額を回収可 能サービス価額ま で減額。回収可能 サービス価額は正 味売却価額と使用 価値相当額(減価 償却後再調達価 額)のいずれか高 い額	貸借対照表価額を 時価まで減額する。 対価を伴う事業に 供する資産につい ては、使用価値が時 価を上回る場合、使 用価値を貸借対照 表価額とすること ができる。	帳簿価額を回収可 能価額まで減額。回 収可能価額は正味 売却価額と残存サ ービス提供能力(減 価償却後再調達価 額。算定が困難な場 合は帳簿価額×使 用が想定される割 合を再調達価額と する)のいずれか高 い額※	企業会計と同様 ※	帳簿価額を回収可 能額まで減額。回 収可能価額は正味 売却価額と使用価 値(=将来 CF の現 在価値)のいずれ か高い額※
減損戻 入れの 兆候 ・測定	N/A	③を除く減損の兆候の 反転事例が減損戻入れ の兆候 回収可能サービス価額 まで帳簿価額を戻入れ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A

付属資料 2 現行の会計上の取扱いとの主な差異

固定資産の減損に関して、本研究報告における提案内容と現行の会計上の取扱いについて比較検討を行った。企業会計、各法人形態の根拠法に基づく会計上の取扱いである公益法人会計基準²⁹、社会福祉法人会計基準³⁰、医療法人会計基準³¹、学校法人会計基準³²との比較検討を中心に行う。

1. 非営利組織における現行の会計上の取扱いとの主な差異

現行の非営利組織における会計上の取扱いでは、固定資産を再評価する場合について、公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準、医療法人会計基準においては、資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とする旨が定められており、使用価値が時価を超える場合には、帳簿価額の範囲内で使用価値により評価することも認められている³³。

学校法人においては、減損会計は導入されていない。ただし、現に使用することをやめ、かつ、将来も転用するなどにより、使用する予定のない状態にある固定資産については、理事会及び評議員会の承認を得た上で、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことができる³⁴という有姿除却の考え方が導入されている。

論点整理及び本研究報告の内容と他の非営利組織における現行の会計上の取扱いとの主な差異は以下のとおりである。

(1) 公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準、医療法人会計基準との違い

上述のとおり、公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準、医療法人会計基準においては、資産の評価について、資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価評価を行うという強制評価減が基本的に適用される。そのため、減損の兆候の有無の判定はない。また、使用価値が時価を超える場合には、帳簿価額の範囲内で使用価値により評価することも認められている。

このように時価と帳簿価額が明らかに大きく乖離している固定資産のみを減損会計適用の対象とすることにより、実務コストに配慮しつつ、貸借対照表が継続活動能力の

²⁹ 平成 20 年 4 月 11 日（平成 21 年 10 月 16 日改正） 内閣府公益認定等委員会

³⁰ 平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号

³¹ 「医療法人会計基準に関する検討報告書」（平成 26 年 2 月 26 日 四病院団体協議会）。なお、平成 27 年 9 月 28 日に公布された医療法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 74 号）により改正された医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 51 条第 2 項により、事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する医療法人は、「医療法人会計基準」（平成 28 年 4 月 20 日厚生労働省令第 95 号）で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

³² 昭和 46 年 4 月 1 日文部省令第 18 号（最終改正 平成 27 年 3 月 30 日文部科学省令第 13 号）

³³ 公益法人会計基準 第 2 貸借対照表 3（6）、社会福祉法人会計基準 第 4 条第 3 項、医療法人会計基準 第 10 条第 2 項から第 3 項

³⁴ 学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（平成 25 年 9 月 2 日高私参第 8 号） II 1（1）

判断を誤らせることのないようにしたと考えられる。

本研究報告では、本研究報告において、資金生成資産と非資金生成資産に分けて減損会計を適用することとしている。

資金生成資産については、減損の兆候概念を取り入れるとともに、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を一定程度下回る場合に減損を行うこととした。そのため、例えば資産が遊休状態となった場合等の時価が著しく下落した場合以外でも、投下資本回収可能性に比して帳簿価額が過大であり、減損の存在が相当程度確実な場合に減損損失を認識する点で現行の会計処理とは異なる。また、測定については、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方にすることとしており、使用価値による測定を任意としている現行の会計処理と異なる。使用価値による測定を任意とした場合と比較して法人の事務負担は増加する可能性はあるものの、時価と使用価値を比較した場合に、使用価値の方が高い場合は使用を継続すると考えられることからいずれか高い方とする方が法人の経済活動と整合し、また、法人間の比較可能性向上にも役立つと考えられる。

非資金生成資産については、サービス提供能力の著しい低下があった場合に、減損会計を適用することとしており、測定については、将来キャッシュ・フローではなく、将来のサービス提供能力を基礎として再測定することとしている。非資金生成資産について、本研究報告を適用した場合には、サービス提供能力を基礎とした減損会計を適用することで、資産の保有目的と減損の会計処理を整合させることが可能となると考えられる。

(2) 学校法人会計基準との違い

上述のとおり、学校法人においては、減損会計は導入されておらず、有姿除却の考え方が導入されている。

その理由については、以下のとおりである。学校法人の有形固定資産の保有目的は、学校法人の教育研究活動を将来的に継続していくためであり、本来的に売買を目的とするものではない。このような学校法人の特性を踏まえると、企業のように、資産の収益性が低下して投資額の回収が見込めなくなった場合、当該資産の帳簿価額に、その価値の下落を反映させる減損会計の手続を行う必要性は薄いと考えられるため、企業会計で行われるような減損会計は導入しない。しかし、使用することをやめ、また、将来も転用するなどして使用することを予定しない資産については、実際に廃棄等の処分をするまで固定資産として計上し続けなければならない点で問題があるため、そうした場合に処分見込額を残して帳簿上から除く有姿除却の考え方を導入している³⁵。

ただし、有姿除却等損失として処理できる場合は、①固定資産の使用が困難である場合、②処分ができない場合、③理事会、評議員会の承認を得た場合、という条件を全て

³⁵ 「学校法人会計基準の在り方について 報告書」(平成 25 年 1 月 31 日 学校法人会計基準の在り方に関する検討会)

満たした場合に限られており³⁶、その適用は非常に限定的である。

本研究報告では、資金生成資産と非資金生成資産に分けて減損会計を適用することを提案しており、投資額の回収を予定しない非資金生成資産については、サービス提供能力の低下の有無により減損会計を適用することとしている。

学校法人が保有する資産のうち、当該資産の使用と直接結び付いて生み出される将来キャッシュ・フローによる投資の回収を予定しない資産については、非資金生成資産の減損会計を導入することが考えられる。この場合、教育研究施設のサービス提供能力に見合った帳簿価額を貸借対照表上開示することができると考えられる。また、国立大学法人等の教育研究施設の会計との整合性も高めることができると考えられる。

また、当該資産の使用と直接結び付いて生み出される将来キャッシュ・フローによる投資の回収を予定している資産については、資金生成資産の減損会計を導入することにより、法人の運営方針と整合した減損損失の測定を行うことが可能となると考えられる。

2. 企業会計における現行の会計上の取扱いとの主な差異

企業会計における現行の会計上の取扱いでは、固定資産の減損に係る会計基準が定められており、当該基準に従い、資産の収益性の低下により投資の回収が見込まれない場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように、帳簿価額を回収可能価額まで減額する処理が行われる。

本研究報告において、資金生成資産と非資金生成資産に分けて減損会計を適用し、資金生成資産は将来の経済的便益を基礎に、非資金生成資産は将来のサービス提供能力を基礎に測定を行うことが適切であるとした。そして、非営利組織の資金生成資産について再測定を行う場合には、将来の経済的便益を基礎に測定することから、基本的に固定資産の減損に係る会計基準と整合させるべきであるとしている。しかしながら、組織目的の違い、投資の回収を予定した資産である資金生成資産と組織全体の超過収益の稼得を前提として企業が保有する資産との資産の性格の違い等から、固定資産の減損に係る会計基準をそのまま適用することが馴染まない場合や基準の趣旨を達成できない場合があることから、一部修正を加えている。論点整理及び本研究報告における資金生成資産の減損の内容と企業会計における現行の会計上の取扱いとは、主に以下の点で差異が生じている。

(1) 減損の兆候

企業会計において、固定資産の減損に係る会計基準では、減損の兆候の一つとして「資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシ

³⁶ 学校法人委員会実務指針第 45 号「「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」に関する実務指針」

ュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること」が挙げられている。

この点について、本研究報告Ⅲ 3 (1)において、以下の2点を考慮し、「資産又は資産グループから生ずる損益又はキャッシュ・フローが投資時の合理的な事業計画から著しい乖離が生じている、(若しくは見込)又は、長期間(5年程度)にわたる継続したマイナスとなっている(若しくは見込)こと」を兆候として採用しており、企業会計と異なる。

- ・ 非営利組織における資金生成資産は投資の回収を予定する資産であり、企業会計で前提とされている資産は超過収益の稼得を前提とした資産であり、両者の資産の範囲の相違から、損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなることも非営利組織の運営では頻繁に起こり得るため、兆候のステップを設けることにより、実務上の負担を軽減するという基準の趣旨を達成できないこと
- ・ 減損処理の本来的な趣旨である投資期間全体を通じて投資額の回収が達成可能かどうかについては、投資時の事業計画との乖離で把握することができること

(2) 減損の認識

企業会計において、固定資産の減損に係る会計基準では、減損の兆候のある資金生成資産の資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較で行うこととされており、「資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合」に、減損損失を認識することとしている。

本研究報告Ⅲ 3 (2)において、以下の2点を考慮し、「資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を一定程度下回る場合」に、減損損失を認識することとしており、この点が企業会計と異なる。

- ・ 非営利組織において、投資回収は予定しているものの超過収益の稼得までは予定していなかった場合、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る状況は、必ずしも投資時の期待を大きく下回っているとは限らないこと
- ・ 非営利組織においては、超過収益を稼得する場合であっても資源提供者に還元することを目的としていないことから、割引率は企業と比較して、多くの場合小さくなることが想定される。そのため、割引後将来キャッシュ・フローの総額は割引前将来キャッシュ・フローの総額から大きく減少しないことも想定され、単に割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るだけでは、結果として、減損の存在が相当程度確実とまでは言えない場合にも、減損損失の測定が行われる可能性が生じること

(3) 割引率

企業会計において、使用価値を算定に際して、将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを割引率に反映させる方法を採用した場合、その割引率の例示として、当該企業に要求される資本コストが挙げられている。

非営利組織では、寄付者等の資源提供者は経済的利益の還元を要求しないことから、自己資本に対する資金調達コストはなく、自己資本コストはないとも考えられるものの、組織存続の観点から組織存続に最低限必要となる収益率を自己資本コストと捉え、資本コストを算定することとしている点で企業会計と異なる。

(4) 共用資産

企業会計において、共通使用資産のような資産については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フロー生成に寄与する資産である「共用資産」として定義され、共用資産に減損の兆候がある場合には、共用資産を含むより大きな資産グループで回収可能性を判断し、回収可能価額まで減額される処理が行われる。

本研究報告Ⅲ 2 (2)において、複数の資産グループ共通で使用される資産である共通使用資産がある場合には、当該共通使用資産を含むより大きなグルーピングの単位で、当該共通資産の投資額を将来キャッシュ・フローで投資の回収を予定しているかどうかで、資金生成資産と非資金生成資産に分けて減損を適用することとした(【図6】参照)。ただし、共通使用資産が資金生成資産グループのみに使用される場合には、通常当該資産を使用しているグループで投資回収を予定すると考えられることから、資金生成資産となることが多いと想定され、資金生成資産と判定された共通使用資産については、企業会計の共用資産の減損と同様に当該共通使用資産を含むより大きな資産グループで回収可能性を判断し、減損を行うことが適当であるとしており、この点は企業会計と共通する。

企業が事業用資産を使用して超過収益を稼得することを前提とすれば、直接将来キャッシュ・フローを生み出さない資産についても、間接的には企業の将来キャッシュ・フローの稼得に貢献すると見込まれ、投資回収を予定しない資産の存在が前提とされていないことから、このような会計処理が行われていると考えられる。非営利組織では、将来キャッシュ・フローの稼得ではなく、サービス提供を目的として保有する資産があり、投資回収を予定しない資産も存在することが前提とされていることから、違いが生じている。